

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力規制委員会 殿		令 0 6 原機（科保） 0 0 1 令和 6 年 4 月 1 日
届出者		
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1		
氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
理事長 小口 正範 （公印省略）		
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉施設設置許可 昭和 4 3 年 9 月 1 8 日 核燃料物質使用許可 昭和 3 3 年 5 月 2 3 日 廃棄物埋設事業許可 平成 7 年 6 月 2 2 日	
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	令和 6 年 4 月 1 日	
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 大井川 和彦 東海村長 山田 修	
予定される要旨の公表の方法	・報道機関への公表 ・インターネットでの公開	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 協議が調っていない場合は、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子力事業者防災業務計画

令和6年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	4
第1節 原子力防災体制の整備	5
1. 原子力防災組織	5
2. 原子力防災要員	5
3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務	6
第2節 原子力防災組織の運営	7
1. 現地対策本部等の設置及び解散	7
2. 権限の行使	8
3. 原子力防災要員等の招集	8
4. 通報連絡の経路	8
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	8
1. 放射線測定設備の設置及び検査	8
2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備	9
3. 活動拠点施設及び避難場所の整備	10
4. 緊急時医療	11
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備	11
1. O F C等に備え付ける資料	11
2. 緊急時対策所に備え付ける資料	11
3. 機構対策本部に備え付ける資料	11
4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料	12
第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施	12
1. 原子力防災教育	12
2. 原子力防災訓練	12
第6節 関係機関との連携	13
1. 国との連携	13
2. 地方公共団体との連携	13
3. 防災関係機関等との連携	14

4. OFC及び	
原子力緊急時支援・研修センターとの連携	14
5. 原子力緊急事態支援組織との連携	14
第7節 事業所外運搬事故における事前措置	15
1. 事業所外運搬事故における事前措置	15
2. 事業所外運搬事故における体制整備	15
第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動	15
第3章 緊急事態応急対策等の実施	16
第1節 初期対応	16
1. 現地対策本部の設置	16
2. 通報連絡	16
3. 情報の収集と提供	17
4. 原子力科学研究所外関係機関との連絡方法	17
5. 通話制限	18
6. 機構対策本部の活動	18
7. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動	18
8. 原子力緊急事態支援組織の活動	18
第2節 応急措置	18
1. 応急措置の実施計画	18
2. 応急措置の実施	18
3. 事業所外運搬における応急措置	21
4. 応急措置の実施報告	21
5. 原子力防災要員等の派遣	21
第3節 緊急事態応急対策	22
1. 緊急事態該当時の対応	22
2. 内閣府対策本部等への報告方法	22
3. 応急措置の継続実施	22
4. 事業所外運搬事故における対策	23
5. 原子力防災要員等の派遣	23
第4章 原子力災害事後対策	23
第1節 緊急事態応急対策等の報告	23
第2節 復旧対策	23
1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施	23
2. 被災者の相談窓口の設置	24
3. 現地対策本部の解散	24

4. 原因究明と再発防止対策の実施	24
5. 原子力防災要員等の派遣	24
第5章 その他	25
第1節 他の原子力事業者への協力	25
原子力事業者防災業務計画改訂の履歴	26

別図、別表、様式一覧

別図－１（１）	原子力科学研究所原子力防災組織（現地対策本部の体制）	28
別図－１（２）	機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織	29
別図－２（１）	原子力防災体制発令時の機構内伝達経路	30
別図－２（２）	原子力科学研究所外通報連絡系統	31
別図－２（３）	原子力科学研究所内通報連絡系統	32
別図－３	原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備	33
別図－４	原子力防災資機材の保管場所	34
別図－５	緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所	35
別図－６	原子力事業所災害対策支援拠点の位置	36
別表－１	原災法に係る対象施設	37
別表－２	原子力防災要員の職務と配置	38
別表－３	原子力防災管理者の代行順位	39
別表－４	放射線測定設備	40
別表－５（１）	原子力防災資機材	41
別表－５（２）	排気筒モニタリング設備	42
別表－６	機構対策本部の原子力防災関連資機材	43
別表－７	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	44
別表－８	原子力科学研究所の緊急時応急対策等の活動で使用する施設	45
別表－９	気象観測設備	45
別表－１０	機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	45
別表－１１	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	46
別表－１２	原子力災害対策活動で使用する資料	47
別表－１３（１）	原子力科学研究所における原子力防災教育の内容	48
別表－１３（２）	機構本部における原子力防災教育の内容	49
別表－１４	原子力防災訓練の内容	50
別表－１５（１）	特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与…	51
別表－１５（２）	緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与…	52
別表－１５（３）	原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与…	53
別表－１６	原子力緊急事態支援組織	54
別表－１７	原子力災害対策指針に基づく警戒事象	56
別表－１８	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準	58
別表－１９	原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準	64

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	71
様式 2	原子力防災要員現況届出書	72
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	73
様式 4	放射線測定設備現況届出書	74
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	75
様式 6	防災訓練実施結果報告書	76
様式 7－1	警戒事態該当事象発生連絡	77
様式 7－2	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	78
様式 8－1	特定事象発生通報	79
様式 8－2	特定事象発生通報	80
様式 9－1	応急措置の概要	81
様式 9－2	応急措置の概要	82

第1章 総 則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。） 原子力科学研究所のうち、原災法第2条第3号に該当する原子炉施設、核燃料物質使用施設等及び廃棄物埋設施設における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の実施等について定め、原子力災害の発生予防に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し、円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。

別表－1に原災法に係る対象施設を示す。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、国民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。

2. 特定事象

原災法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

3. 原子力緊急事態

原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力科学研究所外へ放出された事態をいう。但し、原子力科学研究所外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。

4. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策をいう。

5. 応急措置

原子力科学研究所において、特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。

6. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

7. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間におい

て、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

9. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力防災管理者

原災法第9条第2項に定める原子力防災組織を統括するものとし、原子力科学研究所の所長とする。

11. 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者

ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者

ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者

ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

12. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

13. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

14. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

15. 所在都道府県

原子力科学研究所が所在する茨城県をいう。

16. 所在市町村

原子力科学研究所が所在する東海村をいう。

17. 関係周辺市町村

原子力科学研究所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき原子力科学研究所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた日立市、ひたちなか市をいう。

18. 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第2条第2項第1号に規定する、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するため、原子力科学研究所に設置する緊急時対策所をいう。

19. 原子力施設事態即応センター

原災法命令第2条第2項第3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の総括管理を支援するための施設として、機構本部に設置する機構本部緊急時対策室をいう。

20. 統合原子力防災ネットワーク

原災法命令第2条第2項第6号に規定する、緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、内閣総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター（以下「OFC」という。))を接続する情報通信ネットワークをいう。

21. テレビ会議システム

内閣総理大臣官邸（内閣官房）、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。))、OFC、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を結ぶ、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。

22. 原子力事業所災害対策支援拠点

原災法命令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点として、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究所及び機構本部をいう。

23. 原子力緊急事態支援組織

原災法命令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質の汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。

24. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。

25. 警戒事象

その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急を要するものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針

この計画は、原災法、防災基本計画及び地域防災計画に沿って作成するものとし、その実施にあたっては、関係省庁、所在地方公共団体及びその他の関係諸機関と緊密な連携を図り、防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において、原災法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 茨城県及び東海村の原子力災害に関する地域防災計画（原子力災害対策計画編）
- (3) 関係周辺市町村の地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、地域防災計画に抵触しないことの確認を含め、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

なお、検討の結果について、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官並びに茨城県及び東海村の原子力防災担当課長へ報告するものとする。

2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、原子力防災専門官の指導及び助言を受けるものとする。

なお、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

3. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、この計画の修正案を提出し、茨城県知事、東海村長と協議しなければならない。

4. 理事長は、この計画を修正したときは速やかに、様式1によって内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

また、国に提出した様式1の写し及びこの計画の要旨を、茨城県、東海村の原子力防災担当課長あて提出するものとする。

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力災害の発生を未然に防止するため、規制法等に基づき、その設計、建設、運転の各

段階及び事業所外運搬において、多重防護の考えにより安全を確保するとともに、平常時から原子力防災体制、原子力災害現地対策本部の運営、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて関係機関との事故時の連絡体制等以下の各項目等に関連する密接な連携、放射線測定設備及び原子力防災資機材、防災教育、防災訓練等の原子力災害予防対策について整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。

第1節 原子力防災体制の整備

1. 原子力防災組織

(1) 原子力防災組織の設置

原子力防災管理者は、この計画に従い、原子力災害の発生を未然に防止するための平常時の対策を講じておくとともに、原子力災害が発生した場合に、その拡大防止及び復旧を図るために必要な業務を行う原子力防災組織として現地対策本部を設置する。

(2) 原子力防災組織の構成

現地対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する職員等（以下「原子力防災要員等」という。）で構成する。

別図－1 (1)に原子力科学研究所の原子力防災組織（現地対策本部の体制）を示す。

(3) 機構本部

理事長は、原子力科学研究所が行う原子力災害対策活動を支援する組織として機構対策本部を組織するとともに、必要に応じて原子力科学研究所の支援組織として敦賀廃止措置実証本部、原子力科学研究所以外の事業所等に支援本部を組織する。

- ① 安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長（以下「安核本部安全管理部長」という。）は、機構対策本部の組織を整備する。
- ② 機構対策本部は、この計画に従い本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために現地対策本部が行う対策活動を支援する。
- ③ 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制の発令をした場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。

別図－1 (2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。

2. 原子力防災要員

(1) 原子力防災要員の配置

原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるために、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。

(2) 原子力防災要員の選任

原子力防災管理者は、原子力科学研究所に勤務する職員の中から原子力防災要員を

選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表－2に定める業務を行う。

(3) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を行う。

- ① E R C、O F C、茨城県知事、東海村長、関係周辺市町村長及び原子力緊急時支援・研修センターの実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
- ② 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力

(4) 原子力防災要員の現況届

理事長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、その現況について、置いた日又は変更の日から7日以内に、様式2によって原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に届け出る。

3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
- ③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施
- ④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施
- ⑤ 応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括に関する原子力防災管理者の補佐
- ② 原子力防災管理者の原子力科学研究所不在時における職務の代行

なお、原子力科学研究所に11名以上の副原子力防災管理者を置く。

(別表－3に代行順位を示す。)

(3) 原子力防災管理者等の選解任届

理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から7日以内に、様式3によって原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に届け出るものとする。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 現地対策本部等の設置及び解散

(1) 現地対策本部の設置

- ① 原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合、直ちに原子力科学研究所内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに原子力科学研究所に現地対策本部を設置する。
- ② 現地対策本部は、別図－1(1)に示す原子力防災組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、現地対策本部長としてその職務を遂行する。
- ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を設置した場合、速やかに安核本部安全管理部長を経由して理事長に報告する。

(2) 機構対策本部の設置

- ① 安核本部安全管理部長は、原子力防災管理者から原子力科学研究所内に防災体制を発令した報告を受けた場合、直ちに理事長に報告し、警戒事象に該当する場合には、機構対策本部長として速やかにこれを設置する。
- ② 理事長は、安核本部安全管理部長から受けた報告の内容が特定事象に該当する場合は、機構対策本部長として速やかにこれを設置し、統括管理する。
別図－1(2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。

(3) 現地対策本部の解散

現地対策本部長は、次の①から④に掲げる状態となった場合、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）と協議し現地対策本部を解散する。

- ① 原災法第15条第2項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- ② 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。
- ③ 原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合。
- ④ 警戒事象については、応急対策の措置等により事象が終息し、通常組織で措置できると判断した場合。
- ⑤ 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、原子力防災要員等を解散する。
- ⑥ 原子力防災管理者は、原子力科学研究所の現地対策本部を解散した場合、機構対策本部長に報告する。

(4) 機構対策本部の解散

機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、通常の業務体制によって対応できると認めるときは、機構対策本部を解散する。

2. 権限の行使

- (1) 現地対策本部が設置された場合は、原子力科学研究所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、現地対策本部のもとで行う。
- (2) 原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した場合、現地対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。
ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとるものとする。
なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 原子力防災要員は、現地対策本部長、班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。

3. 原子力防災要員等の招集

- (1) 原子力防災管理者は、防災体制を敷く必要があると認めた場合は直ちに別図－1 (1)に定める原子力防災組織を構成する原子力防災要員等を招集するため、あらかじめ原子力防災要員等の動員計画及び原子力科学研究所内連絡経路を策定し、これを関係者に周知する。
- (2) 安核本部安全管理部長は、原子力防災管理者から防災体制の発令の報告を受けた場合、直ちに理事長に報告するとともに機構対策本部要員を招集する（別図－2 (1) 参照）。

4. 通報連絡の経路

原子力科学研究所内外への通報連絡経路は別図－2 (2) 及び別図－2 (3) のとおりとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置及び検査

原子力防災管理者は、別図－3 及び別表－4 に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）に関して次に掲げる措置を講じ、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

- (1) 原災法第10条第1項に基づく通報を行うための設備として、モニタリングポスト5式を設置する。
- (2) モニタリングポストは、その検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (3) モニタリングポストを設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (4) モニタリングポストは、毎年1回以上定期的に校正を行う。

- (5) モニタリングポストは、故障等により監視不能となった場合は、代替品等により監視するとともに速やかに修理する。
- (6) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に様式 4 に定める届出書により 7 日以内に届け出る。
- (7) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、原災法第 11 条第 5 項の検査を受けるため、様式 4 の現況届と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。
- (8) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体に記録し、1 年間保存するとともに、茨城県、東海村へ定期的に報告する。
また、モニタリングポストにより測定した放射線量は、紙面又は機構ホームページ等により公表する。

2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備

(1) 原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、別表－5 (1) に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、それら資機材の操作習熟に努める。別図－4 に原子力防災資機材の保管場所を示す。
- ② 原子力防災管理者は、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に必要数量を確保する。
なお、修理する場合は、必要により代替手段を講ずる。
- ③ 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けた時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に様式 5 に定める届出書により 7 日以内に届け出る。また、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況を同様の届出書により翌月 7 日までに届け出る。

(2) その他の原子力防災資機材

原子力防災管理者は、別表－5 (1) に示すその他の原子力防災資機材に関して必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、不具合を認めた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。

- (3) 原子力防災管理者は、原災法第 26 条第 3 項の規定に基づき国、地方公共団体等への貸与資機材について、必要数を確保するために機構内の他事業所（核燃料サイクル工学研究所、大洗研究所）と連携して確保する。

なお、不足の際は、機構対策本部長に要請して確保する。

(4) 機構対策本部における原子力防災関連資機材の整備

安核本部安全管理部長は、別表－6 に定める原子力防災関連資機材を確保する。また、別表－6 に定める頻度で点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は

代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点における原子力防災関連資機材の整備

核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究所の原子力防災管理者は、別表－ 7 に定める原子力防災関連資機材を確保する。また、別表－ 7 に定める頻度で点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。

3. 活動拠点施設及び避難場所の整備

(1) 緊急時対策所

① 原子力防災管理者は、原子力災害対策活動の拠点となる緊急時対策所及び関連設備を整備する。

別図－ 5 に緊急時対策所(現地対策本部)及び事故現場指揮所の配置を示す。

② 原子力防災管理者は、緊急時対策所について別表－ 8 に示す要件が維持されていることを確認する。

③ 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策所に電源が供給可能なように整備する。

④ 原子力防災管理者は、別表－ 5 (1) のその他の原子力防災資機材に示す以下の設備について、統合原子力防災ネットワークとの接続(衛星回線経由による接続を含む)が確保できることを確認する。

・テレビ会議システム、ファクシミリ、IP 電話

(2) 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図－ 3 及び別表－ 9 に示す気象観測設備に関して、次に掲げる措置を講ずる。

① 気象観測機器は、毎年 1 回以上観測装置の点検を行う。

② 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1 年間保存する。

③ 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(3) 避難場所

原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、状況に応じて適切な場所に避難場所を指定し、関係者へ周知するとともに、これを変更した時も同様とする。

(4) 機構対策本部

① 安核本部安全管理部長は、本部緊急時対策室について別表－ 10 に示す要件を維持する。

② 安核本部安全管理部長は、本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－ 10 に示す要件が維持されていることを確認する。

③ 安核本部安全管理部長は、非常用電源を機構対策本部に供給可能なように整備する。

④ 安核本部安全管理部長は、別表－ 6 に定める以下の設備について、あらかじめ定め

るところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。

・テレビ会議システム、ファクシミリ、IP 電話

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点

安核本部安全管理部長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－11 のとおりあらかじめ選定しておく。

- ① 更衣、使用済の防護服等の仮保管
- ② サイト等立入車両の駐車
- ③ 物資輸送体制の整備

なお、原子力科学研究所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図－6 に示す。

4. 緊急時医療

原子力防災管理者は、別表－5 (1) に定める安定ヨウ素剤等の医薬品の確保、職員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。

また、職員等の救急医療を行うため、あらかじめ近隣等の医療機関を確保する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備

1. OFC等に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力科学研究所で原子力災害が発生した場合に、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる別表－12 については、内閣総理大臣に提出するとともに、OFC及びERCに提出する。

また、これらの提出した資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

2. 緊急時対策所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる別表－12 に定める資料を現地対策本部に備え付ける。

また、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

3. 機構対策本部に備え付ける資料

安核本部安全管理部長は、機構対策本部に別表－12 に定める資料を備え付けるとともに、変更があった場合も同様とする。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究所の原子力防災管理者は、緊急時対策所に別表－12に定める資料を備え付けるとともに、変更があった場合も同様とする。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施

1. 原子力防災教育

(1) 原子力科学研究所における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、次に掲げる項目について、別表－13(1)に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- ① 原子力事業者防災業務計画に関する知識
- ② 地域防災計画に関する知識（原子力災害対策計画編）
- ③ 放射線防護に関する知識
- ④ 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- ⑤ その他、各原子力防災要員等が業務遂行上必要な知識

(2) 機構本部における原子力防災教育

安核本部安全管理部長は、機構対策本部要員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表－13(2)に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

2. 原子力防災訓練

(1) 原子力科学研究所の原子力防災訓練

① 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に毎年度1回、原子力災害を想定した総合的な原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。

なお、この原子力防災訓練は、規制法に基づく原子力科学研究所の保安規定等に定める総合的な訓練と兼ねて実施できるものとする。

- ② 原子力防災管理者は、原子力防災訓練の実施にあたり別表－14に定める訓練計画を策定し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- ③ 原子力防災管理者は、前述①に記載した原子力防災訓練を実施した場合、地方公

共同体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式 6 により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

(2) 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加、協力することとし、訓練内容に応じて、原子力防災要員の派遣、資機材の貸与及びその他必要な措置を講ずるものとする。

第 6 節 関係機関との連携

1. 国との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及び関係省庁と平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、その対応を行うとともに、平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- ③ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第 31 条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第 32 条に基づき、事業所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

(2) 原子力災害時の連携

- ① 原子力防災管理者は、O F C に設置される現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に事象区分に応じて別表－15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずるとともに、派遣された原子力防災要員は、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について原子力防災管理者と密に連絡をとり報告する。
- ② 原子力防災管理者は、原災法第 16 条第 1 項の規定に基づき、内閣府に原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が設置された場合、原子力災害対策本部長の指示に基づき必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から規制法第 64 条第 3 項に基づく命令があった場合は、速やかに災害を防止する必要な措置を行う。

2. 地方公共団体との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長及びその他関係周辺市町村長と平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域毎の防災訓練の実施、OFCの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の対応等について、茨城県原子力防災連絡協議会の場合等を通じて、国、県、所在関係市町村、その他関係機関と平常時から密接な連携を図る。
- ③ 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長から原災法第32条に基づき、事業所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- ⑤ 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県、東海村から要請があればこれに協力するものとする。

(2) 原子力災害時の連携

原子力防災管理者は、原災法第22条の規定に基づき、地方公共団体に災害対策本部が設置された場合、事象区分に応じて別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体の災害対策本部の長と協調して必要な業務を行う。また、派遣された原子力防災要員は、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について原子力防災管理者と密に連絡をとり報告する。

(3) ネットワーク整備等への協力

原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報を提供するための設備等を整備・維持する。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、消防機関、警察機関等の地元防災関係機関と必要な原子力災害に関する情報等についての収集、提供及び緊急事態応急対策を相互に連携して行うものとする。

4. OFC及び原子力緊急時支援・研修センターとの連携

原子力防災管理者は、OFC、原子力緊急時支援・研修センターとの一体的な運営が可能となるよう国、県、所在・関係周辺市町村等が行う運営要領の作成に必要な応じ協力する。

5. 原子力緊急事態支援組織との連携

- (1) 原子力防災管理者は、別表-16に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合は、安核本部安全管理部長へ支援を要請する。

- (2) 安核本部安全管理部長は、別表－16 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備えて、平常時から当該支援組織との連携を図る。
- (3) 安核本部安全管理部長は、別表－16 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度、訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、必要な協議を行う。

第7節 事業所外運搬事故における事前措置

1. 事業所外運搬事故における事前措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象を想定し次に掲げる措置を事前に整備する。

- (1) 特定事象発生時の応急措置、対応組織、携行する資機材等を記載した運搬計画書の作成及び携行。
- (2) 円滑な通報を確保するため、国、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等への非常時連絡表等の作成及び携行。
- (3) 迅速な事故対応を図るための非常通信用機材並びに必要な応じた防災資機材の整備及び携行。

2. 事業所外運搬事故における体制整備

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象事故が発生した場合、次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、県、海上保安部署、原子力緊急時支援・研修センター等への通報連絡体制
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) 放射線モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等の汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害防止のために必要な措置

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中に特定事象が発生した場合は、直ちに、運搬の業務に従事している者は、原子力防災管理者にその発生と状況を連絡する。原子力防災管理者は、第3章に基づき関係機関に通報連絡を行う。

第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、原子力科学研究所の周辺住民に対して、次に掲げる情

報について提供し、知識の普及・啓発に努める。

- (1) 原子力事業所の概要
- (2) 原子力災害の概要
- (3) 原子力災害対策の実施状況
- (4) 緊急事態の区分の考え方

第3章 緊急事態応急対策等の実施

特定事象の発生から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため、初期対応、応急措置及び緊急事態応急対策を実施する。

第1節 初期対応

1. 現地対策本部の設置

原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、現地対策本部を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら現地対策本部長として原子力防災組織の指揮を行う。また、テレビ会議システムの立上げを指示する。

2. 通報連絡

原子力防災管理者は、警戒事象の発見後又は発見の連絡を受けた場合は、直ちに原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、茨城海上保安部、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及び別図－2(2)に示す地方公共団体に対し、様式7－1及び様式7－2により、同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。

原子力防災管理者は、特定事象の発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、内閣総理大臣官邸、茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、茨城海上保安部、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2(2)に示す関係機関に対し、様式8－1（事業所外運搬は様式8－2）により、同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。

同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報について継続的に収集し、定期的に報告する。

なお、発生した特定事象が、電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。

別表－17 に原子力災害対策指針に基づく警戒事象の連絡基準を示す。また、別表－18 に原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準を示す。

また、原子力科学研究所が責任を負う事業所外運搬の場合にあつては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2 (2) に示す関係機関のうち必要な機関に通報連絡する。

通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として時系列で保存する。

なお、警戒事象及び特定事象に該当しない原子力施設の異常が発生した場合には、原子力防災管理者は、茨城県原子力安全協定、規制法に基づき、原子力規制委員会、茨城県、東海村等の関係機関に連絡する。

3. 情報の収集と提供

(1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故、被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 敷地周辺における放射線量率及び放射性物質の量の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する上記(1)の各項目の情報を継続的に収集し、様式 8－1（事業所外運搬は様式 8－2）を用いて内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、茨城県知事、東海村長、原子力緊急時支援・研修センター、関係機関及び機構対策本部長に同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡を行い、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認することとし、応急対策活動に支障の生ずることがないように国、県、関係市町村及びその他の防災関係機関と調整する。

4. 原子力科学研究所外関係機関との連絡方法

現地対策本部長は、別図－2 (2) の連絡経路により原子力科学研究所外関係機関に連絡を行う場合は、別表－5 (1) に示す設備、電話等を利用して行う。

5. 通話制限

現地対策本部長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講ずる。

6. 機構対策本部の活動

機構対策本部長は、原子力科学研究所における防災体制発令の報告を受けた場合、機構対策本部の立上げを指示する。また、機構対策本部長は、必要に応じて原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。

7. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

機構対策本部長は、事態に応じ前項で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、原子力科学研究所における事故復旧作業の支援を指示する。

8. 原子力緊急事態支援組織の活動

機構対策本部長は、事態に応じ原子力緊急事態支援組織に、復旧作業における遠隔資機材の提供等、原子力科学研究所における事故復旧作業の支援を指示する。

第2節 応急措置

1. 応急措置の実施計画

現地対策本部長は、本節第2項及び第3項に示す応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

2. 応急措置の実施

(1) 避難誘導及び事業所内入構制限

① 避難

現地対策本部長は、所内緊急放送等により必要に応じ、原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等を安全な避難場所に避難させる。

② 避難状況の把握

現地対策本部長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等について、その情

報を記録する。

③ 入構制限及び車両の使用制限

現地対策本部長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について原子力科学研究所内への立ち入りを制限する。また、原子力科学研究所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を制限する。

(2) 放射線量の測定及び避難の要請

① 現地対策本部長は、原子力科学研究所内及び敷地周辺の放射線量、並びに放射性物質の濃度の測定及び放出予測の実施を行い、放射能影響範囲を評価する。

② 現地対策本部長は、モニタリングポストにより、 $1\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出(落雷の影響によるものであることが明らかであるものを除く。)された場合は、速やかに当該モニタリングポストの付近において中性子線測定器により、中性子線を測定する。

③ 現地対策本部長は、茨城県、東海村、関係周辺市町村等と情報の交換を行い、環境放射線モニタリングの結果及びその評価を共有する。

④ 現地対策本部長は、OFC立ち上げ以前の放射線量測定の結果、原子力科学研究所敷地外の住民に対して屋内退避あるいは避難場所への避難が必要であると判断した場合は、直ちにその旨を茨城県知事及び関係する市町村長に要請する。

(3) 緊急時医療

現地対策本部長は、発生事象の状況及び被ばく線量に応じ、概ね以下に示す項目等の適切な救護措置を行うものとする。

① 救難・救助

現地対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者(以下「負傷者等」という。)を可能な限り放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する。

② 医療活動

現地対策本部長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置、除染等の措置を講じ、緊急被ばく医療(原子力災害医療協力機関)に関する契約を締結している医療機関、また必要に応じ原子力災害拠点病院及び茨城県(現地対策本部又はこれが設置されない時は緊急時医療所管課)や高度被ばく医療支援センターと連絡を取り、移送や治療の依頼等必要な措置を講ずる。また、移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講ずる。

③ 二次災害防止に関する措置

現地対策本部長は、機構内他事業所、他の原子力事業者及び防災関係機関から派遣された要員(以下「派遣防災要員」という。)、救急隊等の汚染管理及び治療の際の汚染管理に資するため、派遣防災要員、救急隊到着時に事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染状況の情報を伝達する等の必要な措置を講ずる。

(4) 消火活動

現地対策本部長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

(5) 汚染拡大の防止及び防護措置

- ① 現地対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送等を行い、原子力科学研究所内にいる者に周知する。また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。
- ② 現地対策本部長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講ずる。

(6) 線量評価

現地対策本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかに汚染除去を行う。

(7) 広報活動

現地対策本部長は、発生した特定事象等に関し、所掌施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、O F Cにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報を行う。

(8) 応急復旧

① 施設及び設備の整備並びに点検

現地対策本部長は、中央制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、原子力科学研究所諸施設及び設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

② 応急の復旧対策

現地対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、本節第1項で策定した実施計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

(9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

現地対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討及び実施のため、以下に示す措置を実施する。

- ① 主要運転データにより原子炉施設及び核燃料物質使用施設の運転状態を把握し、放射性物質の漏えい、放出等あるいはその可能性の有無を評価する。
- ② 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- ③ 可能な限り発生事故等に起因する放射性物質の漏えい、放出等の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。
- ④ 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。

⑤ その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

⑥ 環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

(10) 資機材の調達及び輸送

現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、原子力科学研究所において十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

(11) 応援の要請

現地対策本部長は、原子力科学研究所において応急措置に必要な要員が十分に確保できない場合、機構対策本部長に必要とする派遣防災要員の確保及び派遣を要請する。

(12) 機構対策本部の支援

機構対策本部長は、(10)号及び(11)号の要請を受けたときは、原子力科学研究所の支援に必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。

3. 事業所外運搬における応急措置

核燃料物質等の事業所外運搬に従事する者（以下「運搬従事者」という。）は、原子力災害の発生又はそのおそれがある場合、直ちに適切な方法により原子力防災管理者に事故の発生及び状況を通報する。

また、現地対策本部長は、運搬従事者に対し前項に準じて立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、放射線モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の措置を実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

4. 応急措置の実施報告

現地対策本部長は、実施した本節第2項及び第3項の応急措置の概要について、速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力緊急時支援・研修センター及び別図－2(2)に示すその他の市町村長に報告する。報告は様式9－1（事業所外運搬は様式9－2）により、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を電話で連絡することにより行う。

この報告は、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して行う。

なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に報告する。

5. 原子力防災要員等の派遣

現地対策本部長は、ERC、OFC、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその

他関係機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、事象区分に応じて別表－15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、概ね次のような業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡をとり報告する。また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な応じて、原子力科学研究所内に周知する。

- (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明
- (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加
- (3) 広報、住民相談窓口への協力
- (4) スクリーニングを主とした原子力災害医療への協力

第3節 緊急事態応急対策

1. 緊急事態該当時の対応

- (1) 現地対策本部長は、周辺環境の放射線の状況又は原子炉施設及び核燃料物質使用施設の状態が別表－19に定められた基準に至った場合は、様式8－1（事業所外運搬は様式8－2）を用いて、直ちに別図－2(2)に定められた箇所に同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともにその旨を電話で連絡する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。

なお、発生した特定事象が、電離放射線障害防止規則第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。

- (2) 現地対策本部長は、この連絡を行った時、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行った時は、緊急時体制を宣言する。
- (3) 現地対策本部長は、機構対策本部長に緊急時体制を宣言した旨を報告する。

2. 内閣府対策本部等への報告方法

現地対策本部長は、原子力緊急事態宣言後、内閣府対策本部及び原子力災害現地対策本部並びに原子力災害合同対策協議会との連絡を密にするため、別図－2(2)に定める連絡経路により報告及び情報伝達を行う。

3. 応急措置の継続実施

現地対策本部長は、第3章第2節「応急措置」に示す各措置を原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

現地対策本部長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

5. 原子力防災要員等の派遣

現地対策本部長は、E R C、O F C、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－15(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画並びに得られた情報、要請事項等について、現地対策本部長と密に連絡をとり報告するとともに、原子力災害の状況によりスクリーニングを主とした原子力災害医療への協力等の必要な業務を行う。

なお、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、原子力科学研究所内に周知する。また、現地対策本部長は、機構の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とする時は、機構対策本部長に要請する。

第4章 原子力災害事後対策

現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 緊急事態応急対策等の報告

現地対策本部長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害事後対策の実施の方針を原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に報告する。

なお、事業所外運搬の場合にあつては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び防災関係機関にその旨を報告する。

第2節 復旧対策

1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施

現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び

実施内容並びに実施状況について内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長に報告する。

- (1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施
- (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 被災者の相談窓口の設置

機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

3. 現地対策本部の解散

現地対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき現地対策本部を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。

5. 原子力防災要員等の派遣

原子力防災管理者は、E R C、O F C、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずる。

なお、現地対策本部長は、得られた情報及び要求事項について事業所内に周知を行う。

(1) 広報活動に関する事項

- ① 原子力科学研究所とO F Cとの情報交換
- ② 報道機関への情報提供
- ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（原子力災害医療への協力を含む）
- ② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は、O F Cに設置される原子力災害現地対策本部、地方公

共団体の災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。

また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な措置を講ずるとともに、機構の他事業所又は他の原子力事業者の応援も必要とするときは、機構対策本部長に要請する。

第5章 そ の 他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、安核本部安全管理部長からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表－15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力を行う。

- (1) 緊急時モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（原子力災害医療への協力を含む）
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 避難者（要配慮者を含む）の搬送・誘導等への協力
- (6) 協定及び覚書に基づく協力

東海村・大洗町等に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）」に基づき、原子力科学研究所以外の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。

原子力事業者防災業務計画改訂の履歴

改訂No.	改訂年月日	改訂理由
制定	平成 12 年 12 月 13 日	
1	平成 13 年 8 月 28 日	茨城県地域防災計画の修正等に伴う改訂
2	平成 14 年 7 月 26 日	茨城県地域防災計画の修正等に伴う改訂
3	平成 15 年 8 月 27 日	緊急被ばく医療に関する締結に伴う改訂
4	平成 16 年 9 月 3 日	外部関係機関名の変更等に伴う改訂
5	平成 17 年 10 月 7 日	事業所統合に伴う改訂
6	平成 18 年 10 月 5 日	所内防災組織変更に伴う改訂
7	平成 19 年 5 月 24 日	放射線固定式測定器の記述の適正化に伴う改訂
8	平成 20 年 10 月 1 日	所内防災組織変更等に伴う改訂
9	平成 21 年 10 月 1 日	県地域防災計画の修正に伴う改訂
10	平成 23 年 2 月 3 日	所外通報連絡の修正に伴う改訂
11	平成 25 年 3 月 18 日	原子力災害対策特別措置法及び関係省令の改正に伴う改訂
12	平成 25 年 12 月 20 日	原子力災害対策特別措置法施行令の改正、通報すべき事象等に関する省令を改正する規則の制定等に伴う改訂
13	平成 27 年 3 月 26 日	原子力緊急事態等現地対応マニュアルの改正、防災基本計画との整合及び内閣府、原子力規制庁、自治体の組織改正並びに機構の組織改正等に伴う改訂
14	平成 28 年 3 月 25 日	防災要員の職務と配置の変更及び独立行政法人通則法等の改正に伴う法人名称変更等に伴う改訂
15	平成 29 年 3 月 24 日	原子力防災管理者の代行順位の明確化及び機構対策本部組織の見直し等に伴う改訂
16	平成 30 年 1 月 22 日	原子力災害対策指針等改正に伴う改訂
17	平成 31 年 3 月 25 日	STACY の設置変更許可及び TRACY の廃止措置移行に伴う排気筒モニタリング設備の数量の変更等に伴う改訂
18	令和 2 年 8 月 21 日	原子力防災資機材の代替手段の追加、原子力防災資機材の一部保管場所の変更、原子力防災資機材の点検内容の追加、様式の修正等に伴う改訂
19	令和 4 年 4 月 1 日	機構本部の組織改正、原子力災害対策指針の改正、プルトニウム研究 1 棟の政令第 41 条非該当施設への移行等に伴う改訂
20	令和 4 年 7 月 8 日	所外通報連絡先（総務省消防庁への通報連絡の廃止、組織名称の変更）の見直しに伴う改訂
21	令和 4 年 11 月 18 日	周辺監視区域境界及び敷地境界の変更に伴う改訂

22	令和 5 年 2 月 22 日	東海第二発電所安全性向上対策工事の作業用地確保に係る周辺監視区域境界の変更に伴う改訂
23	令和 5 年 6 月 9 日	EAL の見直し等に伴う改訂
24	令和 6 年 4 月 1 日	機構対策本部組織の体制の見直し等に伴う改訂

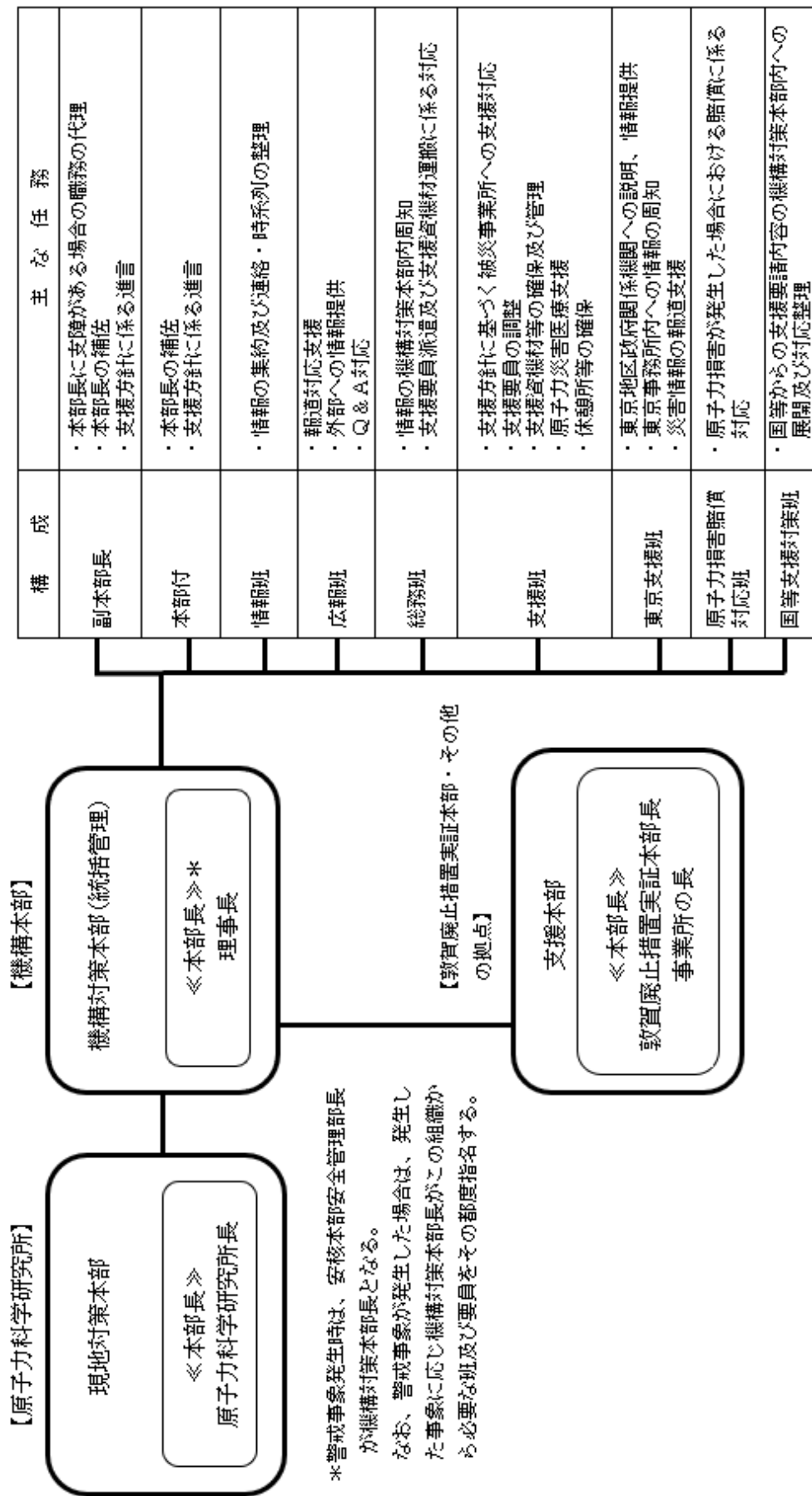
現地対策本部の組織	主な業務	人数
本部長（原子力防災管理者）	原子力防災組織の統括業務	1 名
副本部長（副原子力防災管理者等）	重要事項の整理・指示、国・関係地方公共団体等の連絡調整、広報等	6 名以上 [4 名 (副原子力防災管理者 4 名含む)]
本部長付	情報の受付・分析・指示の実施、連絡等原案作成、問合せ・要請事項への対応業務等	6 名以上 [5 名]
庶務班	庶務に係る業務、記録整理、構内放送、事業所内の警備・従事者等の誘導等	6 名以上 [2 名]
広報班	報道発表に係る業務等	6 名以上 [3 名]
連絡班	国・関係地方公共団体等への連絡等	6 名以上 [1 名]
情報班	事故現場の情報収集、原子力災害合同対策会議等との情報交換等	6 名以上 [5 名]

事故現場指揮所	主な業務	人数
事故現場防護活動組織	状況把握、拡大防止、応急措置、復旧等の業務	各施設で定める要員 [8 名]
(連携)		
防護隊	周辺の警備、放射線管理及び消火作業並びに救護作業等	30 名以上 [5 名]

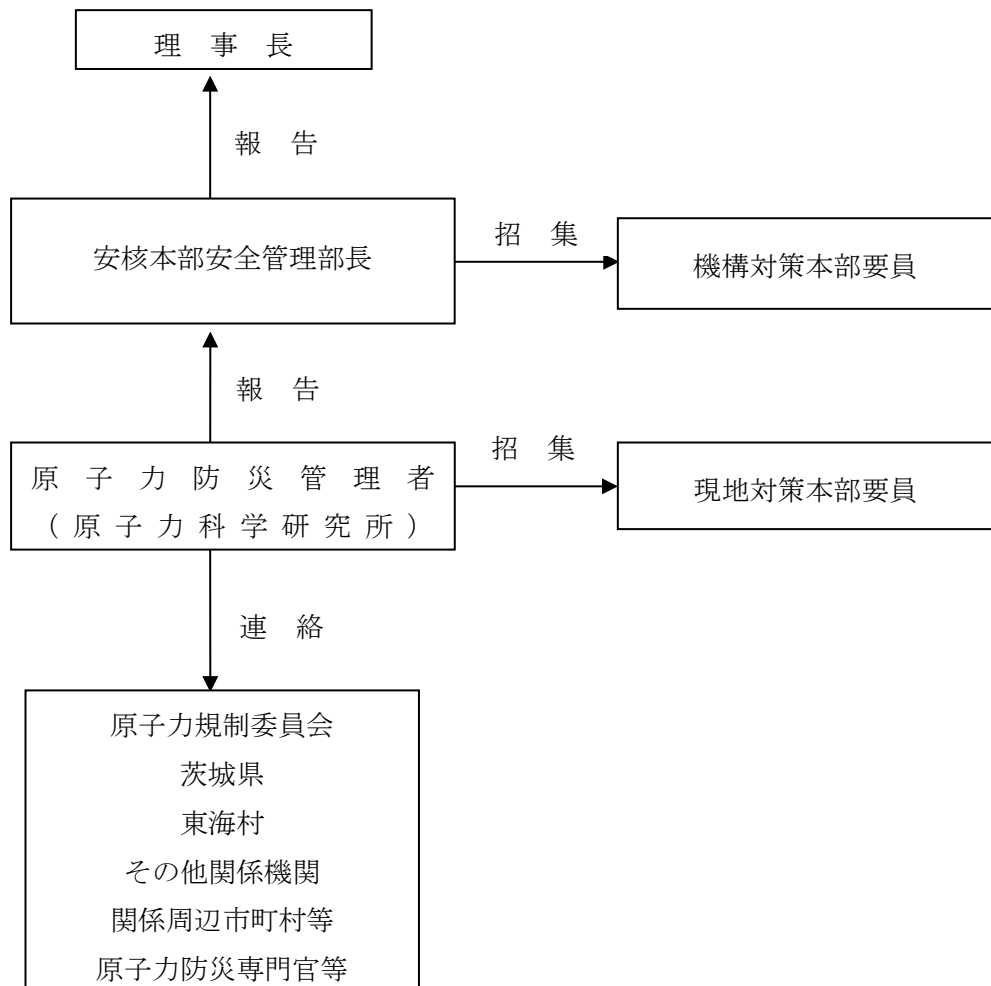
支援組織	主な業務	人数
放射線管理部センター	放射線監視等に係る支援	4 名以上 [4 名]
工務技術部センター	機器・設備等に係る支援	4 名以上 [1 名]
防護器材輸送センター	防護器材等の輸送に係る支援	2 名以上 [1 名]
医療チーム	医療に係る支援	2 名以上 [1 名]

[] 内の人数は原子力防災要員の数

別図－1（1）原子力科学研究所原子力防災組織（現地対策本部の体制）



別図－1（2） 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織



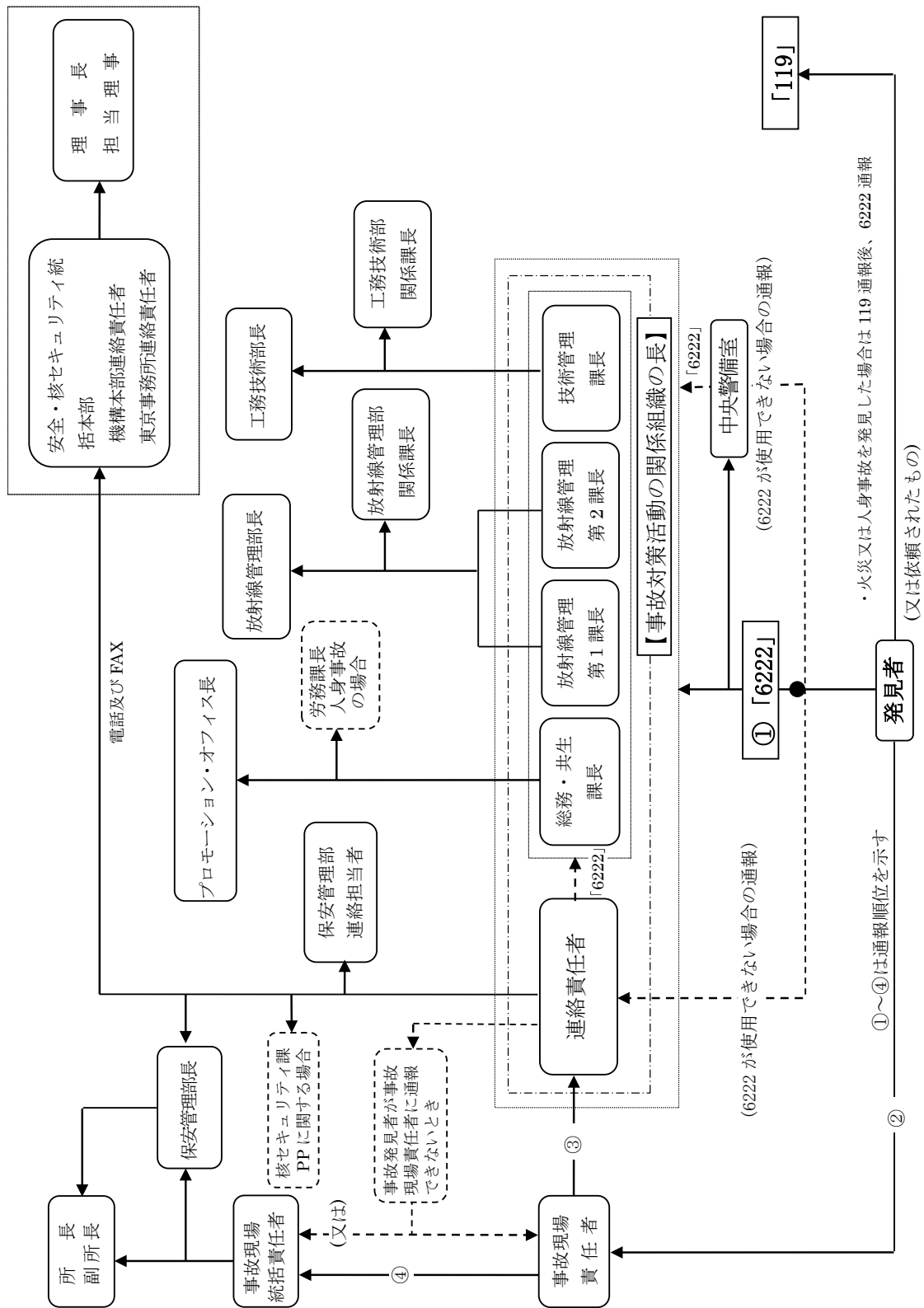
別図－２（１） 原子力防災体制発令時の機構内伝達経路

現地対策本部		
 (FAX、電話)		
区 分	関 係 機 関	
官庁関係	内閣府（内閣総理大臣）	
	内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）	
	内閣官房（内閣情報集約センター）	
	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付	
	原子力規制庁（緊急事案対策室）	
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所	
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（原子力防災専門官）	
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（上席放射線防災専門官）	
	文部科学省 原子力課	
	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部	
	原子力政策課	
	国土交通省（海事局検査測度課：海上輸送の場合）	* 外運
	（物流・自動車局車両基準・国際課：陸上輸送の場合）	* 外運
	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会	* 設置
	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策（警戒）本部	* 設置
	原子力緊急時支援・研修センター	
	水戸労働基準監督署	
	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部通信指令課	
	茨城県警察本部警備課	
地方公共団体	県	茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課
	所在	東海村村民生活部防災原子力安全課
	隣接	ひたちなか市市民生活部生活安全課
		那珂市市民生活部防災課
		日立市総務部原子力安全対策課
		常陸太田市総務部防災対策課
	隣々接	水戸市市民協働部防災・危機管理課
		城里町総務課
		大洗町生活環境課
		常陸大宮市総務部危機管理課
	その他	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村 * 外運
その他関係機関	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	
	久慈町漁業協同組合	
	久慈浜丸小漁業協同組合	
	磯崎漁業協同組合	

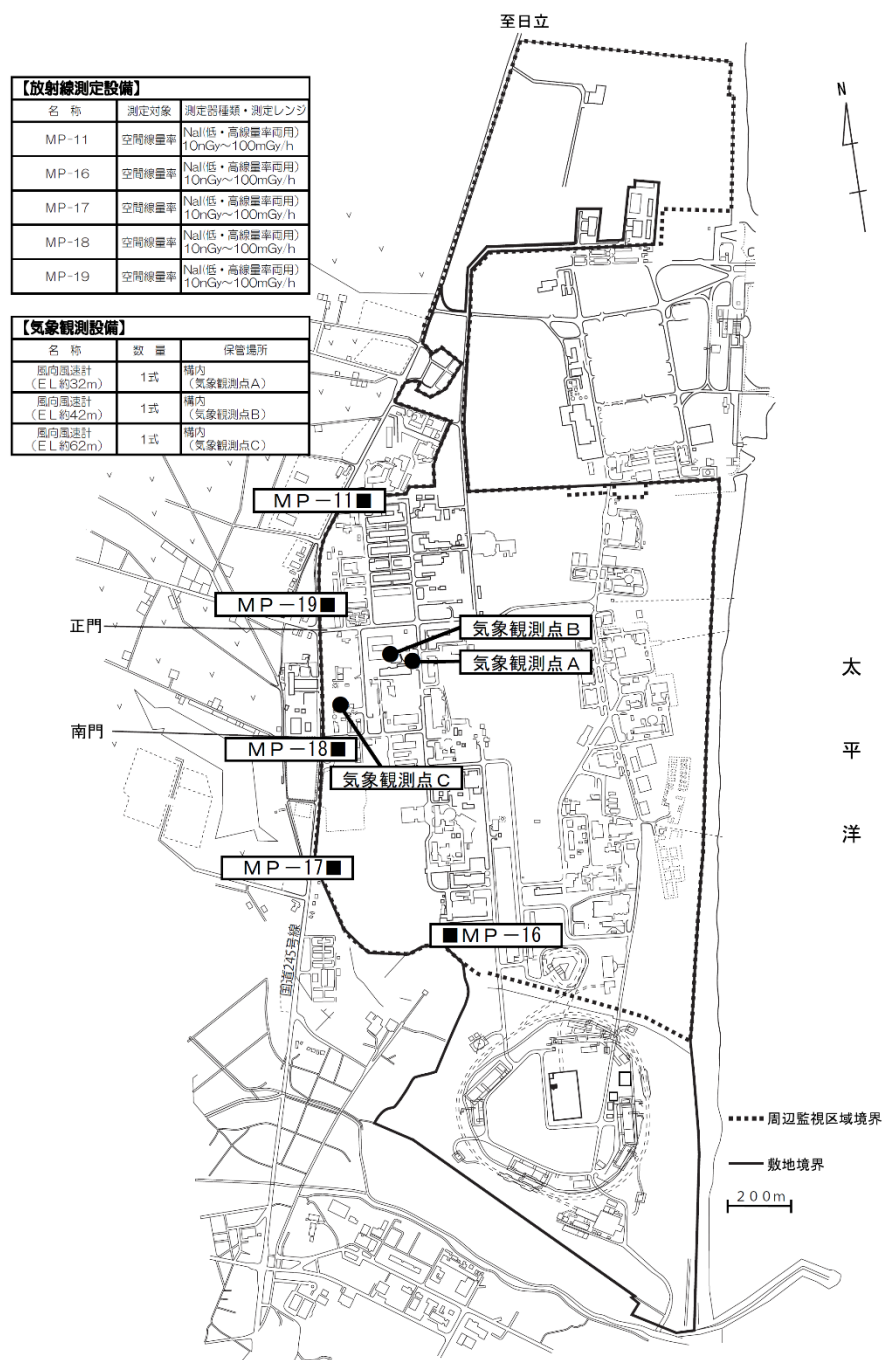
* 設置：設置されている場合

* 外運：事業所外運搬の場合

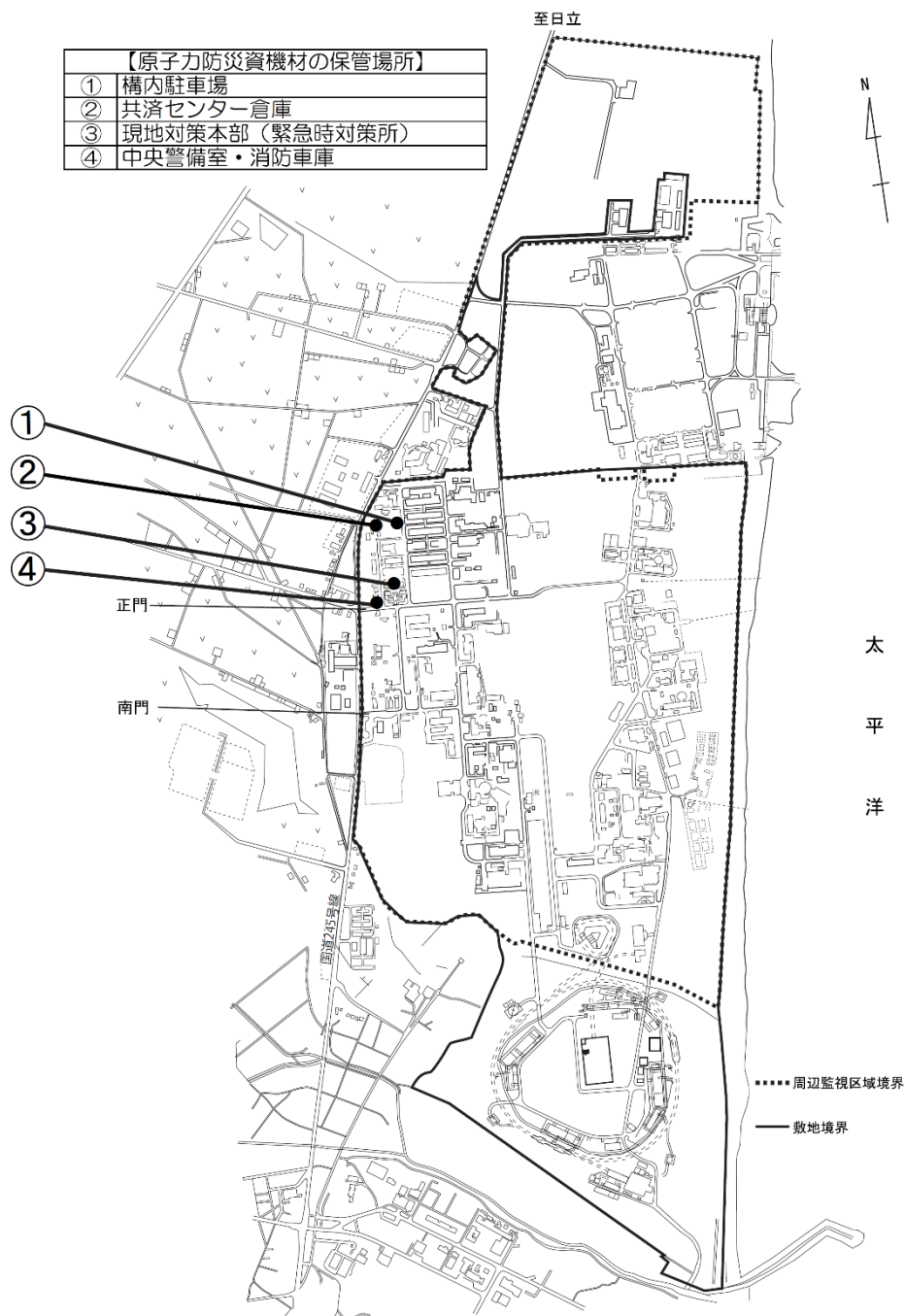
別図－２（２） 原子力科学研究所外通報連絡系統



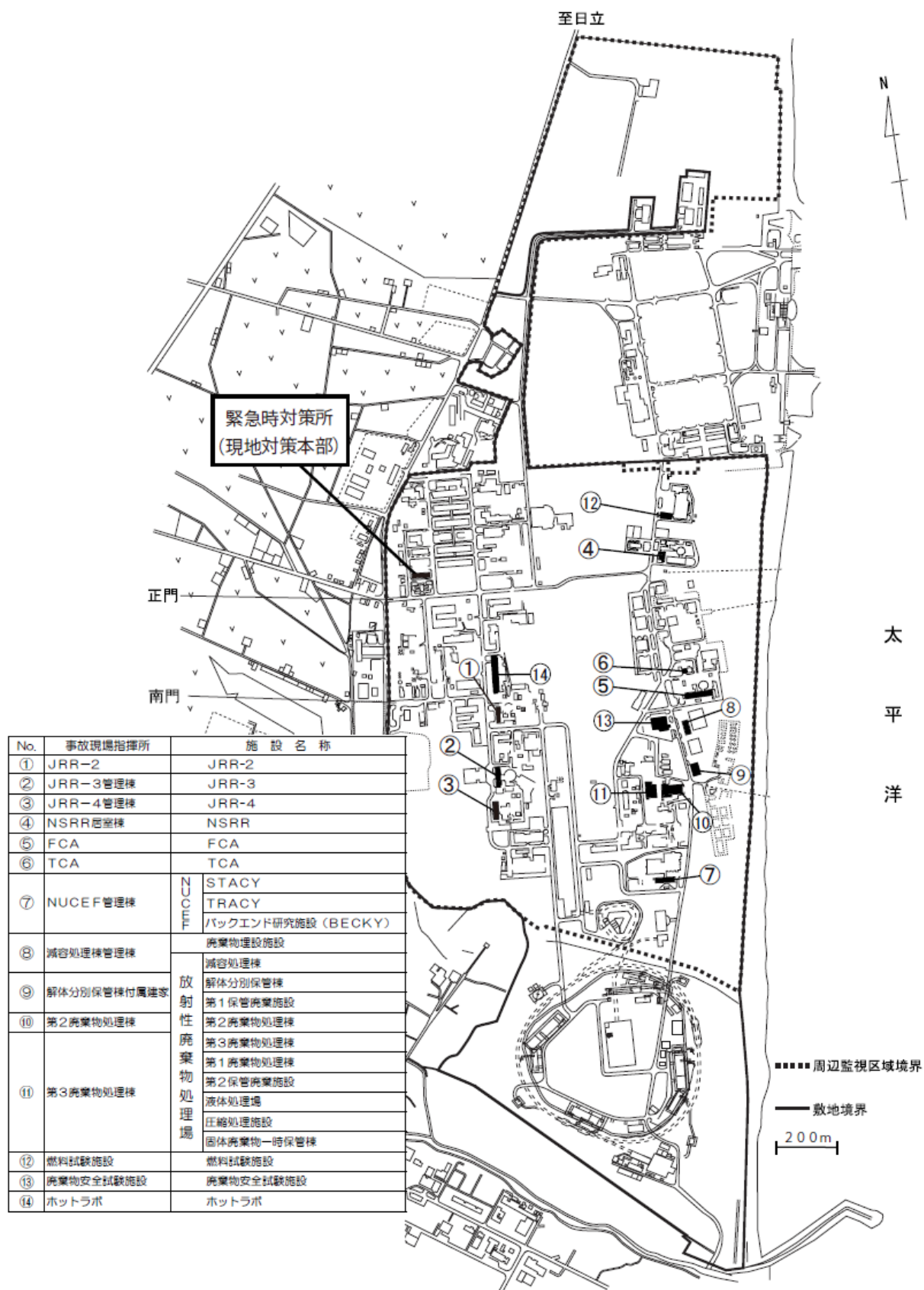
別図－2 (3) 原子力科学研究所内通報連絡系統



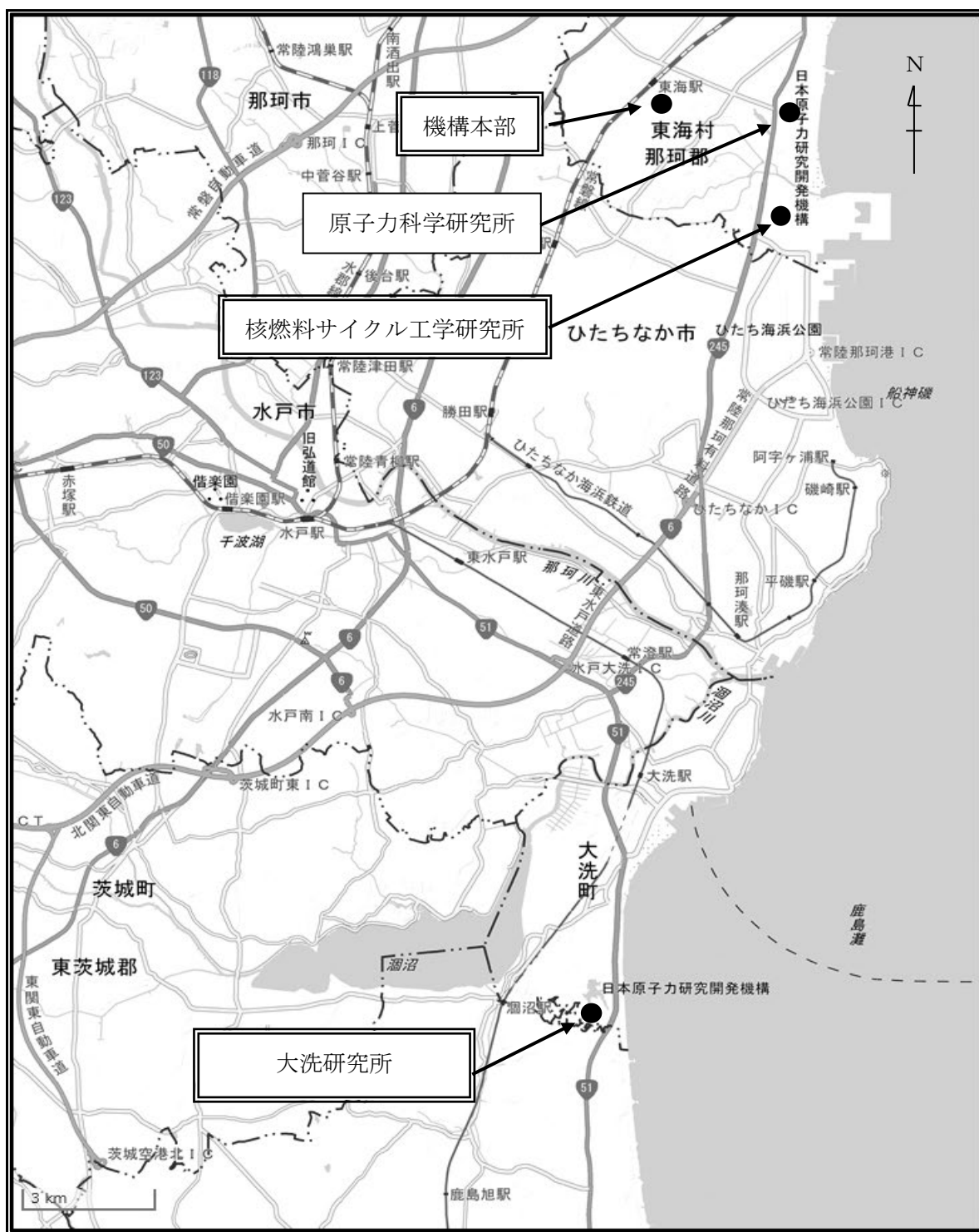
別図－3 原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備



別図－4 原子力防災資機材の保管場所



別図－５ 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所



出典：地理院地図（電子国土WEB）

凡例： は原子力事業所災害対策支援拠点

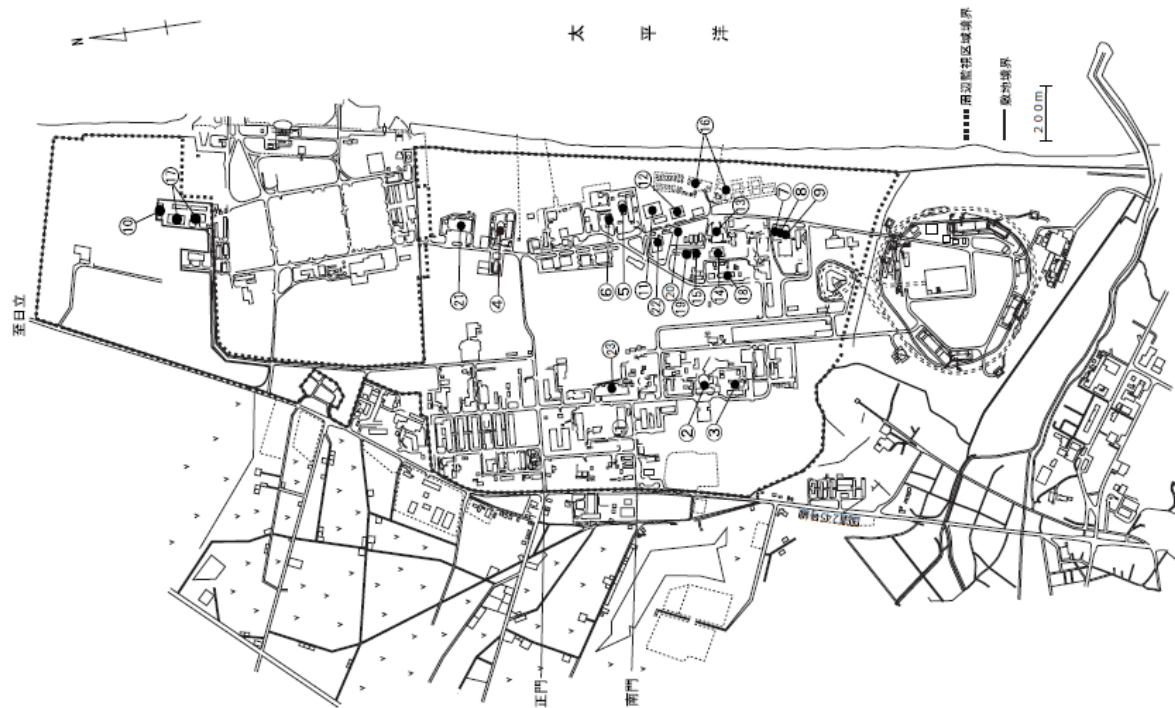
別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置

別表－1 原災法に係る対象施設

【原災法に係る対象施設】

No.	施設名称	許可区分		
		原子炉施設	核燃料物質使用施設	廃棄物埋設施設
1	◎ JRR-2	●		
2	◎ JRR-3	●	●	
3	◎ JRR-4	●	●	
4	◎ NSRR	●	●	
5	◎ FCA	●	●	
6	◎ TCA	●		
7	NUCLEAR	●		
8	◎ STACY	●		
9	◎ TRACY	●		
10	バックエンド研究施設 (BECKY)		●	
11	廃棄物埋設施設			●
12	◎ 減容処理棟			
13	◎ 解体分別保管棟			
14	◎ 第2廃棄物処理棟			
15	◎ 第3廃棄物処理棟	●		
16	◎ 第1廃棄物処理棟		●	
17	◎ 第1保管廃棄物施設			
18	◎ 第2保管廃棄物施設			
19	◎ 液体処理場			
20	◎ 圧縮処理施設			
21	◎ 固体廃棄物一時保管棟			
22	◎ 燃料試験施設		●	
23	◎ 廃棄物安全試験施設		●	
24	◎ ホットラボ		●	
合 計		9	9	1

◎：事故現場指揮所を設置する施設等



別表－２ 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	班	要員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び調整	現地対策本部	副原子力防災管理者 情報班 連絡班	副本部長 副本部長 情報班員 連絡班員
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての相互の協力	ＯＦＣ	副原子力防災管理者 本部長付 情報班	副本部長 本部長付 情報班員 情報班員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	現地対策本部 ＯＦＣ	副原子力防災管理者 広報班	副本部長 広報班員 広報班員 広報班員
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	現地対策本部 事業所内外	放射線管理部センター 情報班	放射線管理部センター員 放射線管理部センター員 情報班員 情報班員
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	現地対策本部 事業所内	本部長付 事故現場防護活動組織	本部長付 本部長付 事故現場防護活動組織構成員 事故現場防護活動組織構成員
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	現地対策本部 事業所内	本部長付 事故現場防護活動組織	本部長付 本部長付 事故現場防護活動組織構成員 事故現場防護活動組織構成員
放射性物質による汚染の除去	現地対策本部 事業所内	放射線管理部センター 事故現場防護活動組織	放射線管理部センター員 放射線管理部センター員 事故現場防護活動組織構成員 事故現場防護活動組織構成員
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	現地対策本部 事業所内	医療チーム 防護隊 事故現場防護活動組織	医療チーム員 防護隊構成員 事故現場防護活動組織構成員 事故現場防護活動組織構成員
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	現地対策本部 事業所内	防護器材輸送センター 工務技術部センター 防護隊	防護器材輸送センター員 工務技術部センター員 防護隊構成員 防護隊構成員
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	事業所内	庶務班 防護隊	庶務班員 庶務班員 防護隊構成員 防護隊構成員

別表－３ 原子力防災管理者の代行順位

原子力防災管理者の代行順位は、次のとおりとする。

代行順位* ¹	役 職 名
1	副所長（第１代理者）* ²
2	副所長（第２代理者）* ²
3	保安管理部長
4	放射線管理部長
5	研究炉加速器技術部長
6	臨界ホット試験技術部長
7	バックエンド技術部長
8	工務技術部長
9	プロモーション・オフィス長
10	保安管理部次長（防災担当）
11	研究炉加速器技術部次長（防災担当）
12	臨界ホット試験技術部次長（防災担当）
13	バックエンド技術部次長（防災担当）
14	プロモーション・オフィス次長（防災担当）

*¹ 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

*² 原子力科学研究所が別に定める「所長の代理者」の順位をいう。

別表－４ 放射線測定設備

名 称	測定対象	測定器の種類、測定レンジ	点検頻度	点検内容
MP－１１＊	空間線量率	NaI（低・高線量率両用）、 10nGy/h～100mGy/h	１回／年	外観検査 機能検査
MP－１６＊	空間線量率	NaI（低・高線量率両用）、 10nGy/h～100mGy/h	１回／年	外観検査 機能検査
MP－１７＊	空間線量率	NaI（低・高線量率両用）、 10nGy/h～100mGy/h	１回／年	外観検査 機能検査
MP－１８＊	空間線量率	NaI（低・高線量率両用）、 10nGy/h～100mGy/h	１回／年	外観検査 機能検査
MP－１９＊	空間線量率	NaI（低・高線量率両用）、 10nGy/h～100mGy/h	１回／年	外観検査 機能検査

＊ 原災法第１１条第１項に基づく放射線測定設備

別表－５（１） 原子力防災資機材

１．原災法に基づく防護資機材(第 11 条第 3 項関係)

分類	原子力防災資機材現況届出書の名称		数 量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服		４０組	１回／年	外観、員数	共済センター倉庫
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		５個	１回／年	外観、機能、員数	共済センター倉庫
	フィルター付防護マスク		４０個	１回／年	外観、員数	共済センター倉庫
非常用通信機器	緊急時電話回線		５回線	１回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所
	ファクシミリ		３台	１回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所 中央警備室
	携帯電話等		４０台	１回／年	外観、機能、員数	構内
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタリング設備（別表－５（２）参照） その他の固定式測定器	３２台 ^{注１}	定期事業者検査ごと	外観、機能、員数	各施設
	ガンマ線測定用サーバイメータ		４台	１回／年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)
	中性子線測定用サーバイメータ		２台	１回／年	外観、機能、員数	共済センター倉庫
	空間放射線積算線量計		４個	１回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所
	表面汚染密度測定用サーバイメータ		２台	１回／年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	３台	１回／年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)
			１台	１回／年	外観、機能、員数	共済センター倉庫
		測定器	１台	１回／年	外観、機能、員数	共済センター倉庫
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	(３)台 ^{注２}	１回／年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)
			(１)台 ^{注２}	１回／年	外観、機能、員数	共済センター倉庫
		測定器	(１)台 ^{注２}	１回／年	外観、機能、員数	共済センター倉庫
	個人用外部被ばく線量測定器		４０台	１回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所
	その他	エリアモニタリング設備	—	—	—	—
		モニタリングカー	１台	１回／年	外観、機能、員数	構内駐車場
その他資機材	ヨウ素剤		４００錠	１回／年	外観、員数	緊急時対策所
	担架		１台	１回／年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)
	除染用具		１式	１回／年	外観、員数	消防車庫(緊急車)
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		１台	道路運送車両法による	外観、機能、員数	消防車庫(救急車)
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		１式	消防法による	外観、機能、員数	構内 消防車庫(消防車)

注１ 他施設との共用を含む

注２ 可搬式ダスト測定関連機器と共通

２．その他の原子力防災資機材

分類	名 称		数 量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服		４０着	１回／年	外観、員数	共済センター倉庫
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		５個	１回／年	外観、機能、員数	共済センター倉庫
	フィルター付防護マスク		２０個	１回／年	外観、員数	共済センター倉庫
計測器等	表面汚染密度測定用サーバイメータ(β)		２台	１回／年	外観、機能、員数	共済センター倉庫
	警報付電子ポケット線量計		１０台	１回／年	外観、機能、員数	消防車庫(緊急車)
統合原子力防災ネットワーク通信機器	テレビ会議システム		１台	１回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所
	ファクシミリ（衛星、地上）		各１台	１回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所
	IP 電話（衛星、地上）		各１台	１回／年	外観、機能、員数	緊急時対策所
その他	非常用発電機（簡易型ガソリン発電機）		２台	１回／年	外観、機能、員数	共済センター倉庫
	非常用食料（７日分）		８４０食	１回／年	員数	緊急時対策所

別表－５（２） 排気筒モニタリング設備

	施 設 名		排気ガスモニタ		排気ダストモニタ			備 考	
			γ	β	γ	α	β		
原子炉施設	J R R－２		－	－	－	－	１		
	J R R－３		２※	－	－	－	１	※事故時用含	
	J R R－４		－	－	－	－	１		
	N S R R		１	－	－	－	２		
	T C A		－	－	－	－	１		
	F C A		－	－	－	１	１		
	S T A C Y		－	１※	－	１	１	※事故時用	
	T R A C Y			－		－			
	放射性廃棄物処理場	第１廃棄物処理棟		－	－	－	－	１	
		第２廃棄物処理棟		－	－	－	－	１	
		第３廃棄物処理棟		－	－	－	－	１	
		汚染除去場		－	－	－	－	１	
		解体分別保管棟		－	－	－	－	１	
		減容処理棟		－	－	－	－	１	
使用施設等（４１条施設）	ホットラボ		－	１	－	－	２		
	燃料試験施設		－	１	－	１	１		
	廃棄物安全試験施設		－	－	－	１	１		
	バックエンド研究施設		－	１注１	１	１注１	１注２		
廃棄物埋設施設			－	－	－	－	－		

注１ S T A C Yと共用

注２ S T A C Y、T R A C Yと共用

別表－６ 機構対策本部の原子力防災関連資機材

分類	名 称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
非常用通信機器	電話回線	6 回線	1 回／年	外観、機能、員数	機構本部 緊急時対策室
	機構内電話	4 回線	1 回／年	外観、機能、員数	機構本部 緊急時対策室
	ファクシミリ	2 台	1 回／年	外観、機能、員数	機構本部 緊急時対策室
	衛星携帯電話	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	機構本部 緊急時対策室
統合原子力防災 ネットワーク用 通信機器（衛星系 /地上系）	テレビ会議 システム	1 台	1 回／年*	外観、機能、員数	機構本部 緊急時対策室
	ファクシミリ （衛星、地上）	各 1 台	1 回／年	外観、機能、員数	機構本部 緊急時対策室
	I P 電話 （衛星、地上）	各 1 台	1 回／年	外観、機能、員数	機構本部 緊急時対策室
その他資機材	非常用食料 （7 日分）	660 食	1 回／年	員数	機構本部 安全管理棟 1 階
	非常用発電機	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	機構本部 安全管理棟 1 階
	燃料（重油）	16,800ℓ以上	1 回／年	数量	地下タンク

* 定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

別表－７ 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

１．核燃料サイクル工学研究所

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害 防護用器具	汚染防護服（タイベック等）	10 組	1 回／年	外観、員数	核燃料サイクル 工学研究所内
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル 工学研究所内
	フィルター付防護マスク	10 個	1 回／年	外観、員数	核燃料サイクル 工学研究所内
放射線計測 器	表面汚染密度測定用サーベイメータ （ α ）	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル 工学研究所内
	表面汚染密度測定用サーベイメータ （ β ）	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル 工学研究所内
	ガンマ線測定用サーベイメータ	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル 工学研究所内
非常用通信 機器	携帯電話	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	核燃料サイクル 工学研究所内
その他	非常用食料	－＊	－	－	－

＊ 派遣される要員が派遣元から必要に応じて持参する。

２．大洗研究所

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害 防護用器具	汚染防護服（タイベック等）	10 組	1 回／年	外観、員数	大洗研究所内
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
	フィルター付防護マスク	10 個	1 回／年	外観、員数	大洗研究所内
放射線計測 器	表面汚染密度測定用サーベイメータ （ α ）	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
	表面汚染密度測定用サーベイメータ （ β ）	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
	ガンマ線測定用サーベイメータ	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
非常用通信 機器	携帯電話	1 台	1 回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
その他	非常用食料	－＊	－	－	－

＊ 派遣される要員が派遣元から必要に応じて持参する。

別表－８ 原子力科学研究所の緊急時応急対策等の活動で使用する施設

緊急時対策所（現地対策本部）

項 目	仕 様
所在地	茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4
広さ	緊急時対策所の床面積 約 4 6 0 m ²
耐震性・耐津波	免震構造 標高 約 2 5 m
非常用電源	非常用発電機
燃料	備蓄燃料 4 4, 0 0 0 l以上（約 7 日分） その他、機構対策本部の支援により他拠点から調達
通信設備	別表－ 5 (1) 参照

別表－ 9 気象観測設備

名 称	数 量	保管場所	点検頻度	点検内容
風向風速計（EL 約 32m）	1 式	構内(気象観測点 A)	1 回／年	外観検査 機能検査
風向風速計（EL 約 42m）	1 式	構内(気象観測点 B)	1 回／年	外観検査 機能検査
風向風速計（EL 約 62m）	1 式	構内(気象観測点 C)	1 回／年	外観検査 機能検査

別表－10 機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

機構本部緊急時対策室：原子力施設事態即応センター

項 目	仕 様
所在地	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1
広さ	本部緊急時対策室の床面積 約 3 1 0 m ²
耐震性・耐津波	免震構造 標高 約 3 0 m
非常用電源	非常用発電機
燃料	備蓄燃料 1 6, 8 0 0 l以上（約 7 日分） その他、機構対策本部の支援により他拠点から調達
通信設備	別表－ 6 参照

別表－11 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

1. 核燃料サイクル工学研究所：防災管理棟

項 目	仕 様
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3
原子力科学研究所からの距離	約 2 km
広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 7 m
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建
その他	ディーゼル発電機（自家発電設備）

2. 大洗研究所：安全情報交流棟

項 目	仕 様
所 在 地	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4 0 0 2 番地
原子力科学研究所からの距離	約 2 2 km
広さ、標高	緊急時対策所の床面積 約 4 0 0 m ² 、標高 約 3 8 m
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造 2 階建
その他	非常用発電機

3. 機構本部：駐車場

項 目	仕 様
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1
原子力科学研究所からの距離	約 3 km
広さ、標高	敷地面積 約 3, 8 0 0 m ² 、標高 約 3 0 m
施設構成、概要	駐車場

資機材については、派遣される要員が派遣元から必要に応じて持参する。

別表－12 原子力災害対策活動で使用する資料

	資 料 名	OFC	OFC (事業者 ブース)	ERC (事業者 ブース)	現地対 策本部	機構対 策本部	原子力事 業所災害 対策支援 拠点*2
1. 組織及 び体制に 関する資 料	原子力事業者防災業務計画*1	○	○	○	○	○	○
	原子炉施設保安規定*1	○	○	○	○	○	—
	核燃料物質使用施設等保安規定*1	○	○	○	○	○	—
	廃棄物埋設施設保安規定*1	○	○	○	○	○	—
	連絡体制表及び現地対策本部構成要員リスト	—	○	—	○	—	—
2. 社会環 境に関す る資料	原子力科学研究所周辺地図	—	○	—	○	○	○
	原子力科学研究所周辺人口関連資料	—	○	—	○	○	○
3. 放射能 推定に関 する資料	原子力科学研究所施設配置図*1	○	○	○	○	○	○
	原子力科学研究所気象観測関連資料	—	○	—	○	○	○
	原子力科学研究所周辺環境モニタリング関連資料	—	○	—	○	○	○
	原子炉施設設置許可申請書*1	○	○	○	○	○	—
	核燃料物質使用許可申請書*1	○	○	○	○	○	—
	廃棄物埋設事業許可申請書*1	○	○	○	○	○	—
	プラント系統図	—	○	○	○	○	—
	原子炉安全保護系ロジック一覧表	—	○	○	○	○	—
	プラントの放射線計測配置図	—	○	○	○	○	—
	プラント主要設備の概要	—	○	○	○	○	—
	災害対策資料	—	—	○	○	○	—
4. 事業所 外運搬に 関する資 料	全国道路地図	—	—	—	○	—	—

* 1 原災法第 12 条第 4 項に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設に備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

* 2 核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究所

別表－13 (1) 原子力科学研究所における原子力防災教育の内容

教育項目	対象者	頻 度	主な内容
原子力事業者防災業務計画に関する知識	現地対策本部員	新たに指名された場合及び1回／年	・ 原災法及び関係法令の概要 ・ 原子力防災体制の組織に関する知識 ・ 原子力防災組織の各班の業務 ・ 特定事象通報の基準及び第15条に係る発令、解除の基準
地域防災計画に関する知識	現地対策本部員	新たに指名された場合及び1回／年	・ 茨城県、東海村に係る原子力災害対策計画の概要 ・ 県、市町村等の災害防止体制及び連携に係る知識
放射線防護に関する知識	放射線作業に従事する事故現場防護活動組織員、防護隊員、支援組織員	新たに指名された場合及び1回／年	・ 放射線に関する基礎的知識 ・ 放射線による被ばく・放射線の人体に及ぼす影響 ・ 放射線防護の措置
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法	放射線作業に従事する事故現場防護活動組織員、防護隊員、支援組織員	新たに指名された場合及び機器の設備に変更が生じた場合	・ 測定機器の用途と目的、測定方法 ・ 測定機器の取扱い

なお、保安規定等に基づく教育訓練を受講している場合は、省略することができる。

別表－13(2) 機構本部における原子力防災教育の内容

教育項目	対象者	頻 度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、支援班及び東京支援班のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年	・ 原災法、関連法令等の概要 ・ 原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 機構対策本部の組織構成、各班の職務 ・ 事故・故障及び災害の事例とその対応
放射線防護に関する知識			・ 放射線に関する知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響と防護

別表－14 原子力防災訓練の内容

訓練項目		訓練内容	対象者	頻度
総合訓練* ¹		機構本部との合同による訓練とし、機構内における情報連絡、技術的検討、機構対策本部及び現地対策本部の活動等が円滑に行われることを確認する。	原子力防災要員等	1回／年
個別訓練* ²	通報訓練	連絡責任者を中心とした関係機関への通報訓練及び招集訓練	原子力防災要員等	1回／年
	避難訓練	防護活動に従事しない者、来訪者等の避難誘導訓練	防護活動要員以外の者	1回／年
	緊急時環境モニタリング訓練	モニタリングカーによる放射線サーベイ、放射性物質の濃度測定訓練	放射線管理部センター員	1回／年
	救護訓練	負傷者等のサーベイ及び応急処置、除染、搬送訓練	事故現場防護活動組織員 防護隊員 医療チーム員	1回／年

* 1 国、茨城県主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく非常時訓練と兼ねることができる。

* 2 総合訓練の中に、上記の個別訓練の他、消火、広報を適宜組み合わせて行うこととするが、個別訓練で実施した場合、総合訓練に含めなくともよいこととする。

別表－15(1) 特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与

派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務
1. E R C *1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達
2. O F C *1 (プラントチーム)	5名 [3名] (2名)	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整 ・広報
3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 東海村	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 関係周辺市町村 ・日立市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
・ひたちなか市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーバイメータ ・除染キット ・ダストサンプリング ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去
7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング 班*4及び医療救護班	3名	・放射線サーバイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・ 研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
8. 他原子力事業者で発 生した原子力災害へ の協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

*1 ERC、OFC 及び茨城県へのそれぞれの派遣者のうち1名は副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、現地事故対策連絡会議への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。また、[] 内の人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

*4 警戒事象の発生時において、関係機関からの要請に応じて派遣する。

別表－15(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与

派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務
1. ERC*1	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達
2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	5名 [3名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整 ・広報
3. 茨城県*1	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 東海村	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 関係周辺市町村 ・日立市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
・ひたちなか市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・ダストサンプラ ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去
7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング 班及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・ 研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
8. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

*1 ERC、OFC 及び茨城県へのそれぞれの派遣者のうち1名は副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。また、[] 内の人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

別表－15(3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与

派遣先	要員数* ²	貸与する主な資機材等* ³	数量	実施する主な業務
1. ERC* ¹	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達
2. OFC* ¹ (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	5名 [3名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整 ・広報
3. 茨城県* ¹	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 東海村	4名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 関係周辺市町村 ・日立市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
・ひたちなか市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る 特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・ダストサンプラ ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去
7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング 班及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・ 研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
8. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

*1 ERC、OFC 及び茨城県へのそれぞれの派遣者のうち1名は副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。また、[] 内の人数は、原子力防災要員の数（内数）を示す。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

別表－16 原子力緊急事態支援組織

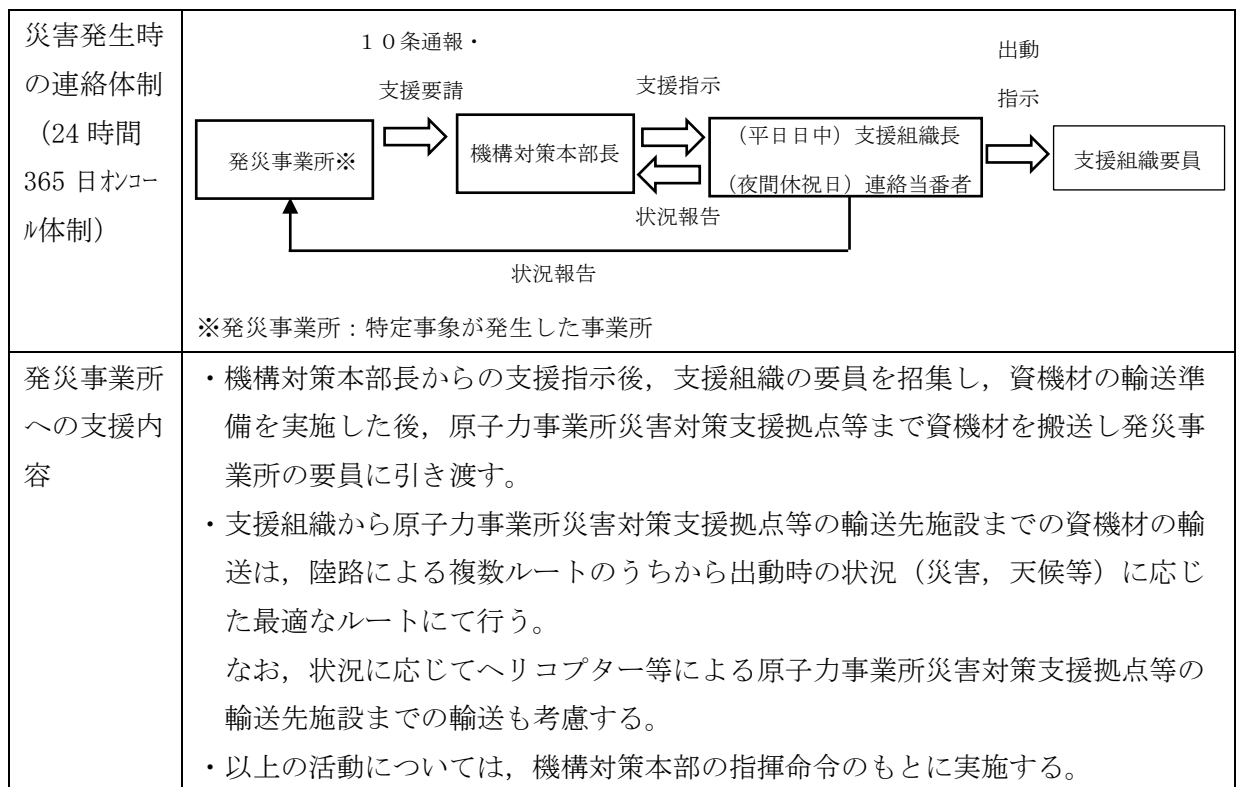
1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
名 称	櫛葉遠隔技術開発センター
所在地	福島県双葉郡櫛葉町大字山田岡字仲丸 1-22
施設概要	櫛葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び附属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等
要員数	7 名以上（組織長、支援組織要員）

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・ 場所 : 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 櫛葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・ 頻度 : 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・ 主な内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 機構内各事業所の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・ 場所 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 櫛葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・ 頻度 : 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・ 主な内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容



4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また，故障，点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作 資機材	偵察用ロボット（現場撮影，放射線測定）	2 台	試験棟の一部 及び附属建屋 の一部，車庫 の一部，倉庫 の一部
	作業用ロボット（障害物撤去等）	2 台	
	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2 台	
現地活動 用資機材	作業用資機材	1 式	
	一般資機材	1 式	
搬送用車両	資機材等搬送用車両	2 台	

別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

(1/2)

EAL 区分	EAL 番号	施設 区分	EAL 事象	説 明
その他 脅威	AL52	共通	＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は 原子力事業所内と原子力事業所外との通 信のための設備の一部の機能が喪失する こと。	JRR-3 制御室あるいは緊急時対策所から所 内又は所外への以下の通信手段のいずれ かが1つの手段を残して使用不能となった 場合 ・ 所内の通信手段：内線電話、外線電話、 携帯電話 ・ 所内外の通信手段：一般回線、災害時優 先回線、携帯電話、衛星携帯電話、TV 会 議システム
	—		①＜地震発生（震度6弱以上）＞ 当該原子力事業所所在市町村において、 震度6弱以上の地震が発生した場合 ②＜大津波警報発表時＞ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む 津波予報区において、大津波警報が発表 された場合 ③＜オンサイト統括が警戒を必要と認め る重要な故障等発生＞ オンサイト統括が警戒を必要と認める当 該原子炉施設の重要な故障等が発生した 場合 ④＜原子力規制委員会委員長又は委員長 代行が警戒本部の設置を判断した場合＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が 原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあ ることを認知した場合など、原子力規制 委員会委員長又は委員長代行が警戒本部 の設置が必要と判断した場合	①茨城県東海村において震度6弱以上の 地震が発生した場合をいう。 ②茨城県沿岸に大津波警報が発表された 場合をいう。 ③同左 ④同左 上記①から④の事象は、原子力事業者か らの連絡は不要とする。

別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

(2/2)

EAL 区分	EAL 番号	施設 区分	EAL 事象	説 明
冷 や す	AL- R3-21	JRR-3	＜原子炉冷却材の漏えい＞ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えい が起こり、定められた措置を実施できな いこと。	原子炉の運転中に、1 次冷却材の漏えい が起こり、原子炉プール水位の低下が生じ、 当該プール水位が安全保護回路の作動条 件（通常水位-50cm 以下）の信号が 2 系統 発報した場合 「原子炉運転中」とは、「保安規定に定め る「運転開始命令」が出された後から、保 安規定に定める「運転停止後の措置」が確 認されるまでの間」をいう。 「原子炉の運転」には、高設定及び低設定 の両方を示す。
	AL- R3-29		＜停止中の原子炉冷却機能の一部喪失＞ 原子炉の停止中に原子炉冷却材の漏えい が起こり、プール水位が一定の水位まで 低下した場合	原子炉停止中において、炉心に燃料要素 が装荷された状態で、1 次冷却材の漏えい が起こり、原子炉プール水位の低下が生 じ、当該プール水位が通常水位-50cm 以下 になった場合
	AL- R3-30		＜使用済燃料貯槽の冷却機能喪失のおそ れ＞ 使用済燃料プールの水位が一定の水位ま で低下すること。	使用済燃料プールの水位が通常水位- 50cm 以下まで低下した場合。ただし、点 検等により水位を-50cm 以下にする場合 を除く。
閉 じ 込 め る	AL- R3-42		＜単一障壁の喪失又は喪失の可能性＞ 燃料被覆障壁もしくは原子炉冷却系障壁 が喪失するおそれがあること、又は、燃料 被覆障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪 失すること。	原子炉運転中に、安全保護回路の燃料事 故モニタ高(B.G の 10 倍)の信号が 2 系統 発報した場合

別表-18 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

(1/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第 4 条 第 4 項 第 1 号 指針 施設敷 地緊急 事態を 判断す る EAL ①	共通	< 敷地境界付近の放射線量の上昇 > ・原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上のとき。 ・原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて $5 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上であるときは、中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上のとき。 (中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間行う。)	・原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備 MP-11、MP-16、MP-17、MP-18、MP-19 ・原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備で $5 \mu\text{Sv/h}$（ガンマ線、中性子線の合計）に該当した場合 ($1 \mu\text{Sv/h}$ 以上検出時点で可搬式測定器による中性子線量測定開始)。 ただし、次の場合を除く。 ・排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合 ($5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。) ・当該数値が落雷の時に検出された場合

別表-18 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

(2/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE02	政令第 4 条第 4 項第 2 号 指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL ② 規則 第 5 条第 1 項	共通	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> - 施設の排気筒その他これらに類する場所において、通報事象等規則第 5 条に基づく放射性物質の種類に応じた通報設定レベルを超える放出があったとき。 - 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第 5 条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表 1（第 5 条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10 分間以上継続） - 放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第 5 条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表 2（第 5 条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）	- 計測設備 排気ガスモニタ 排気ダストモニタ - 通報設定レベルは別途定め、必要な箇所へ配備する。
	SE03	政令第 4 条第 4 項第 2 号		<通常放出経路での液体放射性物質の放出> 施設の排水口その他これらに類する場所において通報事象等規則第 5 条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の 50 倍に相当する放出があったとき。	- 各施設の排水設備において、排水の都度、測定された放射性物質の濃度 - 通報レベルは別途定める。

別表-18 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

(3/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令第 4 条第 4 項第 3 号	共通	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 施設の内部に設定された管理区域外の場所において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 50 μ Sv/h 以上の放射線量(10 分間以上継続)	- 線量率の測定 ガンマ線測定用サーベイメータ - 線量率の測定後における継続性の確認 ガンマ線測定用サーベイメータにより 50 μ Sv/h 以上の放射線量を検出した時を起点とし、当該ガンマ線測定用サーベイメータにおいて 10 分間継続していることを確認した場合又は近傍のガンマ線測定用連続監視モニタ（エリアモニタ、モニタリングポスト等）において有意な指示の変動の継続又は上昇が 10 分間継続していることを確認した場合 - 測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
	SE05	政令第 4 条第 4 項第 3 号		＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞ 施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 当該場所におけるその放射能水準が 5 μ Sv/h の放射線量に相当するものとして通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質の検出。	- 計測器等 可搬型ガス測定装置 - 測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
	SE06	政令第 4 条第 4 項第 5 号		＜施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ＞ - 核燃料物質を取扱う施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理等が損なわれる状態 - 臨界状態の発生の蓋然性が高い状態	中性子線エリアモニタ又は中性子線測定用サーベイメータにて中性子線が確認されている状態をいう。

別表-18 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

(4/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令又は規則	施設区分	EAL 事象	説明
その他脅威	SE52	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(4)	共通	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	・JRR-3 制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への以下の通信手段のいずれかが全て喪失した場合。 ・所内の通信手段：内線電話、外線電話、携帯電話 ・所内外の通信手段：一般回線、災害時優先回線、携帯電話、衛星携帯電話、TV 会議システム
	SE55	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(4)		<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、テロ等）が発生し、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生した場合。 ・原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合
事業所外運搬	XSE61	政令 第 4 条 第 4 項 第 4 号		<事業所外運搬での放射線量の上昇> ・事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が事業所外運搬に係る通報の事象等に関する命令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。	・計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ ・測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。
	XSE62	事業所外運搬 通報基準等 命令 第 3 条		<事業所外運搬での放射性物質漏えい> ・容器の特性ごとに通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 3 条で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合	・計測器等 表面汚染検査計

別表-18 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

(5/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
止 め る	SE- R3-11	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(1)	JRR-3	＜原子炉停止の失敗または停止確認不能＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入及び重水ダンプ弁の開操作が確認できない場合
冷 や す	SE- R3-21	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(4)		＜原子炉冷却材漏えいに伴う工学的安全施設の機能喪失の可能性＞ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、定められた措置の実施ができないこと。	原子炉の運転中に、1 次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が通常水位-50cm を超えても継続し、当該プール水位について工学的安全施設の作動条件（通常水位-300cm）に達するおそれがある場合
	SE- R3-29	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(4)		＜停止中の原子炉冷却機能の喪失＞ 原子炉の停止中に原子炉プール水位が過度に低下したこと。	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1 次冷却材の漏えいにより原子炉プール水位の低下が発生し、当該プールの水位低下が通常水位-50cm を超えても継続し、-300cm に達する恐れがある場合

別表-18 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

(6/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
冷 や す	SE- R3-30	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(4)	JRR-3	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞ 使用済燃料プールの水位を維持できない こと又は当該プールの水位を維持でき ていないおそれがある場合において、当該 貯蔵施設の水位を測定できないこと。	使用済燃料プールの水位が通常 水位-50cm を超えても水位低下が 継続し、-300cm に達するおそれ がある場合において、直接的又は間 接的な手段によって当該プールの 水位が測定できない場合
	SE- R3-22	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)		＜原子炉冷却機能の喪失＞ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失した こと。	原子炉プールの冠水維持機能が 喪失した場合。 「冠水維持機能の喪失」とは、サ イフォンブレイク弁が作動しな かった場合
閉 じ 込 め る	SE- R3-42	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(4)		＜2 つの障壁の喪失又は喪失の可能性＞ 燃料被覆の障壁が喪失した場合において 原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又 は燃料被覆の障壁若しくは原子炉冷却系 の障壁が喪失した可能性があること。	原子炉運転中に、燃料事故モニタ 高の工学的安全施設の作動条件 (燃料事故モニタ高高(B.G の 50 倍))の信号が 2 系統発報した場 合
そ の 他 脅 威	SE- R3-51	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(3)		＜原子炉制御室の一部の機能喪失・警報 喪失＞ 原子炉制御室が使用できなくなるこ と。	原子炉制御室に火災等の事象が 発生し、計測制御系統が正常に作 動しない場合。 「原子炉制御室」とは、中央制御 室のことをいう。

別表-19 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

(1/7)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第 6 条第 3 項第 1 号 指針 全面緊急事態を判断する EAL①	共通	<敷地境界付近の放射線量の上昇> ・原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の 1 地点で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線が検出され 10 分間以上継続又は 2 地点以上で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線が検出されたとき。 ・原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が $1\mu\text{Sv/h}$ 以上であるときは、中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上のとき。 (中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間行う。)	・原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備 MP-11、MP-16、MP-17、MP-18、MP-19 ・原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備で $5\mu\text{Sv/h}$ (ガンマ線、中性子線の合計) 以上が 2 点以上又は 10 分間継続して検出された場合 ($1\mu\text{Sv/h}$ 以上検出時点で可搬式測定器による中性子線量測定開始)。 ただし、次の場合を除く。 ・排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合 ($5\mu\text{Sv/h}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。) ・当該数値が落雷の時に検出された場合

別表-19 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

(2/7)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE02	政令第 6 条 第 4 項 第 1 号 指針 全面緊急事態を判断する EAL② 規則 第 12 条 第 1 項	共通	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> - 施設の排気筒その他これらに類する場所において通報事象等規則第 5 条に基づく放射性物質の種類に応じた緊急事態設定レベルを超える放出があったとき。 - 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第 5 条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に相当する値に、排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表 1（第 5 条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10 分間以上継続） - 放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第 5 条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に相当する値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表 2（第 5 条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）	- 計測設備 排気ガスモニタ 排気ダストモニタ - 通報レベルは別途定め、必要な個所へ配備する。

別表-19 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

(3/7)

EAL 区分	EAL 番号	政令又は規則	施設区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE03	政令第 6 条第 4 項第 1 号	共通	＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 施設の排水口その他これらに類する場所において通報事象等規則第 5 条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の 50 倍に相当する放出があったとき。(10 分以上継続)	- 各施設の排水設備において、排水の都度、測定された放射性物質の濃度 - 通報レベルは別途定める。
	GE04	政令第 6 条第 3 項第 2 号		＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 5mSv/h 以上の放射線量(10 分以上継続して検出する。)	- 線量率の測定 ガンマ線測定用サーベイメータ - 線量率の測定後における継続性の確認 ガンマ線測定用サーベイメータにより 5mSv/h 以上の放射線量を検出した時を起点とし、当該ガンマ線測定用サーベイメータにおいて 10 分間継続していることを確認した場合又は近傍のガンマ線測定用連続監視モニタ（エリアモニタ、モニタリングポスト等）において有意な指示の変動の継続又は上昇が 10 分間継続していることを確認した場合 - 測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

別表-19 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

(4/7)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第 6 条第 4 項第 2 号	共通	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 当該場所におけるその放射能水準が 500 μ Sv/h の放射線量に相当するものとして通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質の検出。	- 計測器等可搬型ダスト測定装置 - 測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
	GE06	政令第 6 条第 4 項第 3 号		<施設内臨界事故のおそれ> 核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。	連鎖反応が継続しているとは中性子線エリアモニタ又は中性子線測定用サーベイメータにて中性子線が継続して確認されている状態をいう。

別表-19 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

(5/7)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
その他 脅威	GE55	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)	共通	<住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	- 原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、テロ等）が発生し、プラントの安全を維持する機能に著しい不具合を引き起こすような事象が発生した場合。 - 原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合
事業所外 運搬	XGE61	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	共通	<事業所外運搬での放射線量の上昇> 事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 10mSv/h 以上の放射線量が事業所外運搬に係る通報の事象等に関する命令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。	- 計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ - 測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。
	XGE62	事業所外運搬 通報基準等 命令 第 4 条		<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 容器の特性ごとに通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 4 条で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合	計測器等 可搬型ダスト測定装置

別表-19 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

(6/7)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
冷 や す	GE- R3-21	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)	JRR-3	<原子炉運転中の原子炉冷却材漏えいに伴う工学的安全施設の機能喪失> 原子炉運転中に原子炉の工学的安全施設の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、工学的施設の機能が働かず漏えいが継続すること。	原子炉の運転中に、1 次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が工学的安全施設の作動条件（通常水位-300cm）より低下し、かつ、サイフォンブレイク弁の機能が働かず、水位低下が継続している場合
	GE- R3-28	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)		<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉建家内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。	原子炉運転中において、燃料事故モニタの指示値上昇の確認後において、原子炉建家のガンマ線エリアモニタ、スタックガスモニタのいずれかで高線量を継続して検知した場合
	GE- R3-29	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)		<原子炉停止中の原子炉冷却材漏えいに伴う工学的安全施設の機能喪失> 原子炉の停止中に原子炉の工学的安全施設の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、工学的施設の機能が働かず漏えいが継続すること。	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1 次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が通常水位-300cm より低下し、かつ、サイフォンブレイク弁の機能が働かず、水位低下が継続している場合
	GE- R3-30	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)		<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	使用済燃料プールの水位が通常水位-300cm に達した場合又は達したおそれがある場合において、直接的又は間接的な手段によって当該プールの水位が測定できない場合において、軽水貯留タンクからの給水等の手段によっても水位を回復できない場合

別表-19 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

(7/7)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
閉 じ 込 め る	GE- R3-42	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)	JRR-3	< 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、炉室内の負圧が喪失すること。	原子炉運転中において、燃料が損傷している状態で 1 次冷却系設備からの漏水を確認し、給水ができない場合であって、換気設備の異常により炉室内の負圧が維持できない場合 「燃料が損傷している状態」とは、燃料事故モニタ高(B.G の 10 倍)が 2 系統で発報したことをいう。
冷 や す ・ 止 め る	GE- R3-11	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(1)		< 停止機能及び冷却機能の喪失> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入及び重水ダンプ弁の開操作が確認できない場合。かつ、原子炉プールの冠水維持機能が喪失した場合 「冠水維持機能の喪失」とは、サイフォンブレイク弁が作動しなかった場合

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者	
住所 _____	
氏名 _____	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力 災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指 定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 協議が調っていない場合は、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄に
その旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		
広 報		
放射線量の測定その他の状況の把握		
原子力災害の発生又は拡大の防止		
施設設備の整備・点検、応急の復旧		
放射性物質による汚染の除去		
医療に関する措置		
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		
原子力事業所内の警備等		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		
副	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 項ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者			
住所 _____			
氏名 _____			
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	台	
	その他の固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ 測定器	台 台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ 測定器	台 台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
		モニタリングカー	台
	その他資機材	ヨウ素剤	錠
担架		台	
除染用具		式	
被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台	
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

備考 2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生連絡

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		
警戒事態該当事象の発生箇所		
警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者が事象を判断した時刻		(24 時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態	
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

年 月 日	
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	
連絡者名 _____ 連 絡 先 _____	
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称 及び場所	
警戒事態該当事象の 発生箇所（注 1）	
警戒事態該当事象の 発生時刻（注 1）	（24時間表示）
警戒事態該当事象の 種類（注 1）	
発生事象と対応の概 要（注 2）	（対応日時、対応の概要）
その他の事項の対応 （注 3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（注 1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注 2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 3）緊急時対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報

様式 8 - 1
(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

- ☐ 第 10 条事象発生
☐ 第 15 条事象発生

通報者名

- ☐ 電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項各号に掲げる場合に該当

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者が事 象を判断した時刻		(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況、 主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報

様式 8 - 2
(第 報)

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
第 10 条通報 ☐ 第 10 条事象発生 ☐ 第 15 条事象発生		通報者名 _____
☐ 電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項各号に掲げる場合に該当		連絡先 _____
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者が事象を判断した時刻		(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況、 主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

応急措置の概要

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 第 2 5 条 報 告 報告者名 _____ 連 絡 先 _____ 原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。	
原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の 概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 第 2 5 条 報 告 報告者名 _____ 連 絡 先 _____ 事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。	
原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の 概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。